

## 議 事

午前10時 開議

○委員長（今野裕文君） 出席委員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を始めます。

これより総務企画部門に係る平成30年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） それでは、総務企画部が所管いたします平成30年度一般会計及びバス事業特別会計の歳入歳出決算の概要について、決算書及び主要施策の成果に関する報告書により主なものをご説明いたします。

初めに、総務企画部所管事務における平成30年度の取組状況の総括についてであります。

まず、総合計画に掲げます2つの戦略プロジェクトのうち、人口プロジェクトの推進については、平成27年度に策定いたしました地方版総合戦略に基づき、平成30年度においては計29事業を実施いたしました。地方における人口減少問題は、即効性のある取組みが難しいものの、地方社会の永続的な存立にもかかわる大きな問題であり、今後も有効な解決策を引き続き模索していく必要があると考えております。

なお、今年度は当初計画期間の最終年を迎えますことから、これまでの成果指標の動向などを十分に分析しながら次期総合戦略の策定に向け取り組んでまいります。

次に、ILCプロジェクトにつきましては、市民総参加の誘致活動としてILCサポーターズ6万人署名運動のほか、気運醸成のための各種講演会、出前講座、ILC国際化推進員による情報発信などに取り組みました。本年3月に文部科学省がILC計画への関心を表明したことを受け、現在、ILC誘致実現に向け、大きな山場を迎えているところでございます。今後は、これまで以上に関係団体と連携し、必要な要望活動に取り組むとともに、引き続き、外国人研究者等の受け入れ体制の整備を図ってまいります。

次に、平成30年3月末日で地域自治区が廃止されたことに伴い、新たに奥州地域会議及び各地域会議を設置し、地域課題の解決やまちづくりの推進に関し、市に対する提言の検討及び取りまとめを行ったほか、奥州地域会議委員と各地区振興会役員等との合同によるまちづくり研修会を実施いたしました。

ふるさと納税につきましては、特設サイトの開設や首都圏でのイベントのほか、メールマガジン、ダイレクトメールなど、リピーターの獲得に向けた取組みを重点的に行っております。今後もふるさと納税を通じて多くの方に本市の魅力を知っていただき、奥州ファンをふやすよう取り組んでまいります。

最後に、行政経営の視点であります。身近な窓口サービスの向上を目指し、今年度から導入しております総合支所グループ制の円滑な実施や奥州市公共施設等総合管理計画の方針に基づく個別施設計画の策定に取り組んでいるところでございます。今後も市の厳しい財政状況を踏まえながら、将来にわたり持続可能な行政運営を行うことができるよう、その取組みを加速してまいります。

次に、平成30年度において当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、提出させていただいております主要施策の成果に関する報告書に基づきご説明申し上げます。

まず、主要施策の概要17ページをお開き願います。

地方版総合戦略事業でございますけれども、奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる基本目標の達成に向けまして29事業に取り組み、その決算額は1億8,975万1,000円であります。内訳として、「安定した雇用と新しい産業の創出」に8,405万7,000円、「出会いを通じた結婚支援、子育て環境ナンバーワンへ」に3,123万5,000円、「体験を通じた新たな奥州ファンの開拓」に2,250万7,000円、「地域愛の醸成と、安心・安全に生活できる個性豊かな地域社会の実現」に5,195万2,000円を充ててございます。

戻りまして、4ページ、ILC推進事業でございますけれども、国際リニアコライダー計画の東北誘致実現に向けて、住民向けPR活動、ILC国際化推進員による海外向け情報発信、講演会、そして出前事業等の活動に取り組みまして、その決算額は1,072万9,000円でございます。

飛びまして、15ページ、交通運輸事業でございます。生活バス路線の廃止等に伴う代替バスと広域生活路線バスの運行補助により住民の生活交通手段の確保を行うとともに、第3次バス交通計画策定に向けた取組みに着手し、その決算額1億1,760万8,000円でございます。

最後に、戻りまして、6ページ、カヌージャパンカップ開催事業でございますけれども、国体において整備いたしました奥州いさわかヌー競技場を地域の資産として有効活用することで地域の魅力を向上させるとともに、カヌー競技の人口の拡大に資するため、カヌージャパンカップの開催や地域おこし協力隊、カヌー普及推進員によるカヌーの普及活動に取り組み、その決算額は1,615万2,000円あります。

主なものをご紹介申し上げます。

以上が、総務企画部所管に係ります平成30年度決算の概要でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。説明を終わります。

○委員長（今野裕文君） これから質疑に入りますが、質疑は要点をまとめ、簡潔明瞭にご発言いただき、審査の進行にご協力をお願いいたします。また、正確に答弁をいただくため、質問者は質問事項のページなどを示していただきますようご協力をお願いします。

なお、執行部側をお願いいたします。答弁する方は委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

1番小野委員。

○1番（小野 優君） 1番小野です。

2点お伺いいたします。

1つ目が施政方針の総括の17ページ、行政経営改革の推進についてのところと2つ目が主要施策の成果に関する報告書1ページの広報事務経費についてです。

施政方針の総括の17ページ、行政経営改革推進の指標の中で、協働の提案テーブル事業の実現数の達成度について、こちらバツというふうな評価を下されておりますけれども、こちらに対する所見とございますか、詳しい考えをお聞かせいただければと思いますし、それから、主要施策の成果に関する報告書の広報事務経費の、こちらホームページの部分ですけれども、これまでも一般質問で高橋晋議員や私が何度かお尋ねしてきましたが、特に、さきの10月の改良後のアクセスの変化であったり、それから市民の皆様からの使い方に関する声等がありましたらそちらのほうをお聞かせください。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） 小野委員の1点目の質問について、私のほうから答弁申し上げます。

施政方針の総括の資料の17ページ、行政経営改革の推進についてで、こちらのほうに指標の目標達成度がございます。1番下の項目、協働の提案テーブル事業の実現数ということで、実績が17で達成度バツという評価をさせていただきました。

こちらの考え方についてであります。目標値が隣の欄でございます。平成30年度は30という目標を掲げております。行政経営改革プランを始めてから、28年、29年、30年と、目標上は、当初28年を20、それを25、30といった形で、この協働の提案テーブルによって協働のまちづくりを進めていこうということで目標を年々高く設定しておりました。こちらには平成30年度の実績ということでのみ書いてございますが、この間の数値の変化を見ますと、28年度が、こちらの数字、実現数が29、29年度は27、そして30年度が17ということで、数字的にはちょっと大きく下回ったという部分がございます。ということで、目標は年々高く設定しているところ、30年度については数字が大きく下回ったということで、辛目の評価ではございますけれども、こちらのほうはバツということで評価させていただきました。

いずれにしても、こちら行政経営改革プランにおきまして、公民連携のパートナーシップ型のまちづくりという分も掲げておりますので、やっぱり市民との協働、市民参画、協働というところは、やっぱり力を入れて取り組んでいかなきゃいけないと思っておりますので、この評価をもとに、本年度以降、さらに担当部、課だけではなくて、全庁一丸となって取り組んでいきたいという思いも込めまして、こういった評価にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） 私のほうからは、広報のホームページの件でのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、リニューアルした後のホームページのアクセスの状況でございますけれども、昨年10月からリニューアルしてスタートしておりますけれども、10月、3月で、ちょっと半年間のスパンをちょっと比較してみると、リニューアル後は170万件ほどということになっております。その前の年が200万件ほどでありますし、その前の年は120万件ほどということで、前年と比べると落ちているような状態ではございますが、その前の年と比べると大幅にふえているような状況にはございます。

これらのリニューアルしたことというよりは、イベント等があるとアクセス件数が非常に伸びるということで、なかなかちょっと、これだけの比較ではできないのかなというふうには思っております。

今後、例えば広報、あるいはホームページなどに対してご意見をいただくアンケートでありますとか、あるいは市民のモニターさんみたいなものをちょっと設置させていただきまして、そういった市民の意見を広く捉える仕組み、こういったものをつくって、少しブラッシュアップをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 8番瀬川委員。

○8番（瀬川貞清君） 8番瀬川貞清でございます。

決算書の70ページ、一般職給与費にかかわって質問をいたします。

奥州市の職員数につきまして、正職員、各年4月1日現在であらわされているようでありますから、2019年4月1日の数字を教えてください。

次に、非正規職員、毎年3月1日の数字が出ているようでありますので、それを教えてください。

それから、臨時職員の平均年収について教えてください。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 3点ほど質問をいただきました。

4月1日現在の正職員の数でございますが、全体、病院局、医療局等とも合わせまして1,078名、前年度比較、△12名というのが全体の数でございます。1,078名が4月1日でございます。

それから、非常勤、臨時の数ということでございました。委員さんご承知のとおり、3月1日現在の集計ということで、非常勤職員、臨時職員、合わせまして715名というのが31年3月1日の状況でございます。ちなみに、30年3月1日は738名でございました。

それから、臨時職員の平均賃金ということでございましたけれども、いろんなパターンによって違うのですけれども、一般的には、前回お答えしたのと同じ178万円ほどかと把握をしております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 8番瀬川委員。

○8番（瀬川貞清君） ちょっと構造的な問題もありますが、きょうはちょっと新たな視点で質問をいたします。

さきの議案第1号の会計年度任用職員の条例制定のときに、部長答弁で、この条例は官製ワーキングプアの解消に向けて制定するものであるという趣旨の答弁をされましたが、こういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） その際の答弁、確かに私はそういうふうに申し上げました。官製ワーキングプアというふうな側面もあるのだろうというふうなことで、限定的な形の表現ではございませんでしたけれども、そう言ったのは事実でございます。

○委員長（今野裕文君） 8番瀬川委員。

○8番（瀬川貞清君） 8番瀬川貞清であります。実は、前回の決算審査の中で、私は、この臨時職員の年収はワーキングプアと一般に言われているのに該当するのではないかという質問をしたときに、さまざまな反論が述べられて、ここの点では一致しなかったというふうに認識をしておりますが、今回の部長答弁では、さらに突っ込んで官製ワーキングプアと言える、そういう状況を解消するものだという答弁になりますと、本市の臨時職員に対する処遇というのは、一般に言われている官製ワーキングプアの状態にあるということを確認することの答弁だというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） そういう側面も配慮しつつ検討しなければならないんだろうというふうには思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 8番瀬川委員。

○8番（瀬川貞清君） そういう側面はあるという答弁であります。

では、聞きますが、関連して、今度のこの条例制定によって、ワーキングプア状態はどういうふう  
に解決されるのか、その試算はありますでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） ご質問にお答えをした  
いと思います。

具体的な試算というのはこれからの検討と条例の際も申し上げましたとおり、内容についてはその  
とおりでございます。

それから、ワーキングプアかどうかという点については、先ほど部長が申しましたのは、この条例  
をつくるに当たったもととなった全体の法律の関係、法律の改正の趣旨がそういうことも一部あると  
いうことでございまして、決して市がそういう状況であるということをやったわけではございません。

それで、少なくとも国の法律上そういった観点での協議がなされる、それからそれに向かって検討  
するということがございますので、少なくとも今の状況より不利益になるようなことはないような形  
で検討を重ねてまいりますけれども、ただ、そうはいつでも財政状況との兼ね合いがございますので、  
その辺の加味のぐあいについてはこれからの検討ということになります。

○委員長（今野裕文君） 8番瀬川委員。

○8番（瀬川貞清君） 8番瀬川であります。当初答弁からちょっとどンドンずれていくことにな  
りますと、議案に対する態度表明に関係してくることになりますので、余り修正されては困りますの  
で、最初の答弁にとどめてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） 非常に慎重に話をしなければならぬというふう  
に思っているところでございます。

国が示している中には、そういった官製ワーキングプアも問題視されているというふうなことなど  
も捉まえているようですけれども、しからば、本市の状態がそうだというふうに私が認めたというふう  
に委員はご発言なさいましたけれども、決してそうではございません。そういった側面も国が示し  
ている、そういった側面も考慮しつつというふうな、あえてそういうふうな表現をさせていただいた  
ものでございます。

○委員長（今野裕文君） 11番千葉委員。

○11番（千葉 敦君） 11番千葉敦です。

まず、施政方針の総括の2ページ目の中に、3行目に子育て環境ナンバーワンへという項目があり  
ますので、これに関連して質問します。そして、事務事業評価調書の7ページに、少子人口対策事業、  
この中に事業目的で、後半ですが、全市民が子どもの権利についての理解を深め、社会全体で子ども  
の権利を保障し子どもを支える体制づくりを進める、そして隣に事業内容として、子育てガイドの冊  
子発行、それから、子どもの権利の普及及び推進とあります。ですが、決算書の2款1項6目を見て  
もちよっとこれに該当する内容は当然といいますか、ありませんでした。

私、一般質問で取り上げた内容でもありますので、そのときは答弁はいただいておりますけれど  
も、でも、結局、この総合評価がB1という評価なんです。子どもの権利に関する条例に対して、推

進委員会であるとか、その計画がなかなかうまくいってなかったという一般質問で答弁ありましたが、B1の評価となりましたけれども、果たしてそうなのかということで疑問がありますので、答弁を願います。

○委員長（今野裕文君） 菊地総務企画部参事。

○総務企画部参事兼ILC推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） ご質問の点についてお答えしたいと思います。

まず1つ、子育てガイドの冊子のことでございますが、これにつきましては、昨年度も発行はしております。

ただ、市の予算にないというのは、このことにつきましては、広告でもって全て印刷するような形になっています。

子育てのいろんな施策につきましては、毎年変わっていくということで、毎年、内容を変えているような形になっていますので、そういったものを毎年精査して、そういった広告収入でもってやっているということで、市の決算書のほうには掲載されなかったというものでございます。

それから、子どもの権利の推進についてでございます。これにつきましては、本当におおびをしなきゃいけないと考えております。子どもの権利の推進では、実際、推進委員会というものを昨年度は開いていなかったということで決算の中に表示は出ておりません。本当におおび申し上げます。

ただ、子どもの権利というものに対する事業の評価というものはもちろんできなかったわけでありまして、そのことについてはもちろん反省しなければいけないというふうに考えておりますが、その中で、子供たちが実際にその権利をする中でいろんな推進策というものを定めております。

それは、親子の触れ合い推進事業であったり、地域における子供の活動の充実であったり、または子どもの権利に関する学びの支援とか、そういったものもあります。そんないろんな施策については、全体としての評価はされなかったものの、おのおのの部分の中で推進されてきたというものがございしますので、そういった中で、私どものほうで計画の評価検証はされなかったという大変申しわけなかった部分はあるものの、そういった全体の中で、市としては一部推進している部分もあるということで、B1というふうな評価にさせていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 11番千葉委員。

○11番（千葉 敦君） 一般質問のときの答弁の中でもありましたというか、私がそのときに述べたんですけれども、この元気戦略室の業務が、カヌージャパンも含めていろいろ多岐にわたる非常に忙しい職場であるというふうに一般質問の中でも示されましたけれども、そういった意味で、この子どもの権利に関するいろんなことが手が回らなかったというような、私はその答弁なりお話を聞いた中で思っておりますけれども、こういう体制は果たしてどうなのかという疑問もあります。そういった意味で、それに対する今後どうするのか、今年度、あるいは来年度どうするのかということも含めてお話いただければと思います。

それから、もう一つは、監査委員に質問なんですけど、このように条例で決められていることができなかったという事実に対して監査委員の意見はどうか、そして、元気戦略室の業務の量は適正なのかどうか、それに対する評価はされているのか、お願いします。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼 I L C 推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 昨年度会議を開けなかったということについては、確かに元気戦略室でいろいろ所管している中で一番大きかったのは、バス交通の中で突然バス路線の廃止があったりして、それらの対応を早急にしなければいけなかったということはもちろんございます。もちろんございますが、それでもって委員会を一度も開けなかったという理由にはならないというふうに考えております。本当にその辺については申し訳なかったということで、反省を申し上げているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 千田代表監査委員。

○代表監査委員（千田 永君） 子ども・子育ての権利の関係の会議については、昨年度は、今お話のとおり、できなかったということでしたけれども、今年度に入ってからですか、状況を見てみますと、1年おくれではあるようですけれども、そうした取組みについて努力して始められているように見受けておりますので、それはそれで見守りたいと思っております。

また、元気戦略室でいろいろな仕事を行っているというのも事実でございますが、総合的に取りまとめて、対外的にその施策の効果を説明するというのでやっているということのようでございますので、そうした説明をわかるようにしていただくことがなおいんじゃないかなと、それぞれの事業部局でそれらに取り組んでいращやるということは、それはそのとおりかなというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） 元気戦略室の今後でございますけれども、ただいま千葉委員から指摘されたように、かなり多岐にわたる業務を室において担当しております。

去年、おとしあたりから、今の状態が適当なのかどうかというふうなところの検討を始めておりまして、次年度に向けてこれを改編といいますか、本来持つべき部署でそれぞれの事業を持っていたくための組織の再編というのを今検討してございます。改めて、その方向が固まりましたら、次年度の相対的な組織の再編も含めて議会のほうにもお示ししたいと考えております。

○委員長（今野裕文君） 11番千葉委員。

○11番（千葉 敦君） 今、答弁いただきましたけれども、定員適正化計画によって職員数がどんどん減っているという全体的な状況あります。ですから、本当に職員の数、私は不足している、不足といいますか、業務に対して不足しているのではないかなという思いもありますし、先ほど8番委員が職員のことについて質問されましたけれども、そういったことも含めて、やはり職員の本当の適正な数というのは、もうちょっときちっと精査すべきではないかなと思いますが、それについて伺って終わりにいたします。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） これまで定員適正化計画等を含めて、ご指摘のとおり、職員数も大分総量を抑制したということはそのとおりでございます。

業務に比してというふうな部分からすれば、毎年度、次年度の事業の内容、それから事業量等を十分ヒアリング等行いながら当部のほうで確認させていただいて、繁忙な部署には必要な要員を配置するというふうなことをこれまでも心がけてきたところでございますし、その方針は今後も同じでございます。いずれ必要に応じた職員の数というのは、今後もその適正を目指してまいりたいというふうに考えます。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

2点お伺いをいたします。

ただいま話題になっておりますけれども、子どもの権利条例についてですが、平成30年度、予算、一切出てきておりません。先ほどからの答弁にもありますように、推進委員会、全く開かれていない、平成30年度だけじゃないんですね。平成26年4月以降、委員の選定も行われず、任命も行われず、委員会も開催されていない状況が続いてきたわけです。

30年度、何回かご指摘をしておりましたけれども、開かれず、そして、推進計画なんですけれども、平成26年3月に推進計画ができて、これが、平成31年3月までだったんですね。なので、平成30年度は大変重要な年だったわけなんですけれども、推進計画もできないまま新しい年を迎えてしまっているということで、これ条例違反ですね。今後、この推進計画の策定について、委員会の開催について、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思いますけれども、どうなっているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから2点目の指定管理の江刺ターミナルプラザ、主要施策の16ページ、決算書の128ページに出てきますけれども、この江刺ターミナルプラザの必要性、それから指定管理に出されている、その効果についてお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼 I L C 推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 2点ご質問いただきました。

まず、子どもの権利の関係でございます。子どもの権利に関しましては、委員ご指摘のとおり、なかなかこの権利推進委員会が開かれていないという状況が続いておりました。本当に申しわけなく思います。

今年度に入りまして、まず、7月4日に第1回の子どもの権利推進委員会を開催しております。15名の方をご委嘱申し上げ、その中で2人の中学生、1人の高校生も入れた形で子供の意見も聞くという形の中で開催させていただきました。その中で話し合われた中身としては、今までやってきた推進計画のご説明と、それから、今後、皆さんと一緒に推進計画を見直し、または内容変更、あるいはそういうことを加えていただくということをお願いして、その中身のご説明と、それから役割等をお願いしたところでございます。

それで、現在の状況なんでございますが、その権利の推進の委員会の中で、やはり一番最初に出されました、平成26年3月に制定した子どもの権利に係る推進計画の中でいろいろな調査を行っております。やはりその調査が行われた結果に対して、じゃ、今はどうなっているのかといったことの比較が当然欲しいというご意見もありまして、現在、これに合った形での調査を行いまして、今、調査結果をちょうどまとめてあげて、今2回目のチェックをやっている段階で、来週にはこのチェックがまとまる予定でありますので、今担当とお話ししているのは、10月の頭あたりには第2回目の推進委員会を開いていきたいということで進めているところでございます。

それから、2点目のご質問でございます。江刺ターミナルプラザの中を見ている指定管理をしていることの効果というお話でございます。

江刺ターミナルプラザは、江刺地域においてバスターミナルということで地域のバス交通の拠点となる施設でございます。この施設につきましては、平成26年度から平成30年度までの指定管理という

ことで、実は、早池峰バス株式会社さんのほうに平成26年度に指定管理のお願いといたしますか、契約をしたところでございます。

ただ、平成29年度におきまして、早池峰バスの全事業を岩手県交通が引き継いだという経緯がございまして、平成29年度から30年度までにつきましては、岩手県交通さんが指定管理業務を行っているという状況でございます。

この必要性ということでございますが、あそこは、やはり江刺地域の中で本当に唯一の交通機関であるバスといたしますか、交通機関の拠点となる部分でございまして、高齢者の方々も利用されます。そういった中で、バスの行き先案内とか、それから発券作業といたしますか、発券事業なども行っているところであり、指定管理しなければいけない施設であるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

子どもの権利条例ですけれども、議員発議でつくらせていただいた条例でありまして、それがなかなか推進をされていないということは大変な問題だというふうに思います。

現在、子どもの権利、大変虐待等、大きな話題になっておりまして、子どもの権利をしっかりと市民に周知をしていただきながら、それをしっかりと守っていくということが大変重要だというふうに思いますので、今、鋭意進めていただいているようですけれども、ぜひ推進計画できた段階におきましては、議会等にも報告をいただければというふうに思いますが、その点お伺いをいたします。

それから、江刺ターミナルプラザですけれども、利用状況等を見ますと、多目的ホール、そして会議室等の人数の掌握はされておりますけれども、バスターミナルとしての、どれだけの人が利用されているとか、そういうことの報告は一切ないわけでありまして、多目的ホールに関しましては、冷房設備がなくて、なかなか借り手がいなかったというような状況も評価調書の中で示されておりますし、平成31年度からは見直しを行うということが記載になっておりますので、ほとんど待合室でバスを待っているだけの利用が多いような気がします。バスの発券といたしましてもバスの中で買えますし、なので、ここに人を置いて管理をしなければならないというようなところの意義がどこまであるのかということで、ぜひ、見直すということになっておりますけれども、検討をすべきじゃないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼 I L C 推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 2点ご質問いただきました。

まず、1点目ですけれども、子どもの権利の関係のことでございますが、これにつきましては、議会のほうにも報告は申し上げるのが当然でございますし、あとは、やはりいかにして子どもの権利といたったときに、子供さん方がどのような形で大人に伝えて、その伝えられた大人がどのような形で問題解決にできるのかというところを今すぐく問題視といたしますか、考えているところでございます。

学校の先生にされても学校の先生、新しく来た先生方がその問題を子供から受け取ったときにそれを誰に伝えれば解決できるのか、または近くの近所の方々がそれを聞いたときに、誰に伝えればそれが解決できるのかという形まで何とかして導き出せるようなものも今回の計画の見直しと一緒に見出せないかというところを委員さんとも今お話をしているところでございます。具体的にはまだまだな

部分がございますけれども、そういったこともあわせ含めてご報告できるような形になればいいかなというふうに考えているところでございます。

それから、江刺ターミナルプラザにおいて人を置いてまで管理する必要があるのかというお話でございしますが、実は、先ほど早池峰バスとの契約で、それを引き継いでということで平成26年度から平成30年度まで指定管理を行っているということでございますが、実は、この平成30年度の指定管理料の中にはほとんど人件費は入っておりません。それは、早池峰バス時代にあそこの江刺バスターミナルを事務所と使っていた経緯がありまして、事務所で使っていて、そういうふうなお客さん対応はそこでやりますよという形だったので、建物の維持管理費だけをお支払いしていたという形でございます。

もうそれが岩手県交通さんに平成29年度から引き継がれて昨年度までという形になった段階では、岩手県交通さんは事務所をあそこじゃなくて違う場所に引き上げてしまったので、やはり経費的には、あそこの管理費というものが新たにかかってしまうというような状況になりましたので、令和元年度分、今年度分からその分の経費として250万円ほどを足して管理していただいているという経緯がございます。

人を置いてまで管理する必要があるかということでございますが、今、あそこにつきましては、ターミナルプラザの管理責任者の方と、それから3人の臨時さんで4人でシフトを組んで回っていただいている状況でございます。時間としては、6時半に出勤されて午後6時まで12時間、1年のうち休むのは1月1日だけと、364日間ですか、ご勤務いただいている状況でございます。

先ほど申しましたように、待合室でご高齢の方もいて、なかなか複雑なバスの乗り換えがあつて、このバスですよお伝えするのはもちろん必要なことでございますが、委員がご指摘のように、じゃ、その時間帯、本当にそのくらいの時間いなきゃいけないのかという部分ももちろんあると思います。そういったことにつきましては、もうちょっと私たちも調査させていただき、今後もうちょっと中身を縮小できるのか、また本当に必要な時間帯がいつごろなのかというようなことまで含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 子どもの権利条例につきましては了解いたしました。

ターミナルプラザなんですけれども、人件費は入っていないと。

ここに指定管理をする意味ですけれども、施設の維持管理をお願いしているということなんですけれども、その維持管理、清掃、警備、再委託されています。本来の業務を再委託することは、指定管理する意義がありますでしょうか。お伺いします。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼I L C推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） この施設につきましては、各部屋の利用については利用料金制という形で、もちろん指定管理の中で利用料金制をとっております。それは、1階の会議室であり、2階の会議室の部分でございます。それについては、利用を受けて、そしてそれをお貸しして、それから利用料金として形でやっているということでございます。

ご指摘されている部分で、清掃の委託、もちろん建物ですから清掃委託もあるし、建物の警備委託等もあるわけでございます。それらの経費については、当然市が、あそこのバスターミナルというこ

とをこれから維持していく上では、建物の維持費という中では、当然市としても支出しなければいけない費用でございます。建物を貸し出し、それから建物を、あそこを朝あけて夕方閉める、それは当然市としてやらなければいけない、あそこのバスターミナルを維持存続するためには必要なことだと思っております。

そういった中で、あそこを、じゃ、市の職員が全体を管理して続けることがいいのか、それとも指定管理を行ってやったほうが人件費、または相対的な市の経費が抑えられるのかということ考えたときに、やはり全体的には、今までの経緯から考えますと、現状としては、指定管理でもっていったほうが市としての利益につながるのではないかと考えているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

指定管理に出すときに、指定管理がいいのかどうか、また別の方法はないのかと、施設管理に関しましては、そのようなことをしっかり検討して指定管理に出されるのが筋でありますけれども、もう少し精査が必要ではないかなというふうに思いますけれども、お答えお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼 I L C 推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 現状のところであれば、やはりバスを利用する方々の利便性ということも一義に考えながらやっているところでございますが、委員おっしゃる形でもやはりいろんな形での検討を加えて、指定管理がいいのか、または直営、またはほかのところの指定管理できないのかということについては、あわせ持っているいろいろ考えながら進めてまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 22番菅原委員。

○22番（菅原 明君） 22番菅原です。

2点お伺いします。

1点目は、一般会計等決算の参考資料でございますけれども、平成30年度の職員の勤務状況の中で、時間外手当等が見込みよりも少なかったということで、不用額が2,100万円ほど出たようでございますけれども、時間外が少なくなったということは職員にとってもよいのかなと思いますけれども、その30年度の職員の勤務状況についてと、それから職員の皆さんの健康管理をどのようにされておるかということと、健康管理とあわせて、どうしても長期的に休みをとらざるを得なかったというような方々が30年度もおられたのかなということをお伺いしたいと思います。

それから、2点目でございますけれども、主要施策の成果に関する報告書の5ページ、地域エネルギー推進事業経費、平成30年度事務事業評価調書の管理番号11005に、木質バイオマスエネルギー活用事業、黒滝温泉の施設でございますけれども、この辺が、総合的評価がC1ということで、今後の利用方針等を検討する必要があるという評価でございますけれども、その後、どのように検討されて進められていられるのか、この点についてお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 私どものほうでは大きく2つの質問だと理解をしました。

まず1つは、時間外手当の状況ということでございます。

確かに予算に比べては使わなかったということではございますけれども、決して一人一人の勤務状

況が、時間が減っているかというところでもございません。実際の時間外手当総額自体は若干、前年度と比較して減ってはいるのですけれども、1人当たりになると、職員が減った分で考えると若干ふえているというのが実情でございます。

予算との絡みでいいますと、予算が少し余ったというか残したというのは、基本的には3月の最後の補正予算以降においても時間外勤務、何かあったらば支出しなければならないという事情がございますので少し残させていただいて、何かの対応のときにということで、不用額として今出てきていたというような実態がございます。

それから、職員の健康管理の面でございます。もちろん職員の健康診断が一番のメインでございます。それから精神的な対策としてはストレスチェックをしております。そういった状況もあわせ踏まえまして、いろんな指導であるとか、それから職場内での配慮といいますか、そういった取組みはしているのですけれども、どうしてもやはり病休の方であったりが出てきているというのは実態でございます。

具体的な数字で申し上げますと、ちょっと病休はそれぞれによって期間も違ったりするので、なかなか捉えづらいというのがございますが、例えばなのですが、各年の4月1日現在で捉えると、昨年度、平成30年の4月1日時点では、精神的な休暇をとっている方、8名いらっしゃいましたし、その他の病気休暇が4名いらっしゃいました。それが、ことし、平成31年の4月1日の状況では、精神的な休暇が7名、それからその他の病気休暇が6名というような状況でございます。決してないというわけではございませんし、それから年度を通じて、短期ですが、少しちょこちょこ出てきたりというケースもございますので、なお健康管理には十分気を配りながら業務に当たりたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） それでは、私のほうからは木質バイオマスの件のご質問にお答えをしたいと思います。

今後どのような方針でいくかということ、どう検討しているかということでございます。ここ採算という点につきましては、発電による効果額という部分を実際にかかっている経費から差し引いて出たマイナス分というのが、30年度は大体300万円を超えるような状態になっておりまして、この額というのは、やっぱり施設が老朽化しているということで、どんどんその支出分がふえているということで広がってきている、マイナスが大きくなってきているというふうな状況でございます。

この施設につきましては、再三お話をしておりますけれども、平成22年に国の100%補助を使って8,820万円ほどで建設した施設となっております。これについては、県のほうに、補助金返還のほうは、一体いつまでこの施設を維持しなければ補助金返還になるのかというお話をしたところ、10年経過の令和2年の9月までということのお話はいただいております。

先ほどもお話ししましたとおり、だんだん赤字幅が広がってきているという中で、今後、この施設をどう維持していくかという分、非常にやはり課題となっておりますので、この補助金返還金の点でありますとか、あるいは、もう一つは食用油を回収して、BDFを回収して、これチップとまぜて燃やしているという状況なんですけれども、この食用油を回収することによって、その食用油を処理する費用というのが、例えば給食センターとかではかからない状況になっております。こう

いったものが、じゃ、実際、今度これを使わなくなったら幾らぐらい費用が生じてくるのかというような点もちょっといろいろ加味して考えなければいけないということで、そこら辺の調査を今行っている状態でございます。そういったところを総合的にちょっと検討させていただいておる状況だということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 22番菅原委員。

○22番（菅原 明君） まず、時間外の件でございますけれども、大分減っているのかなと思いや、いや、そうでもないですよというお話でございました。

それで、時間外につきましては、本庁と総合支所でのお仕事されている方々の間での勤務での時間的な仕事の量の関係で幾らか差があるのかなというようなこともちょっと思えたわけですが、それと、部署によって、多く時間外がどうしても出てしまうという部署がやっぱりあるのかなということも考えられると思います。

それで、それはやっぱり適正な人員配置になっているのかなという思いもありましたし、いやいや違うよと、仕事が量が多くてなかなか、それぞれの分担してやれる仕事でもないの、結局時間外になってしまうんだよというような要因もあると思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。なるべくなら個人に負担のならないような形でお仕事していただければと思うので、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、木質バイオマスでございますけれども、実は、平成22年ということですので、間もなく10年なんですけれども、やはり施設をつくったときには無料といいますか、いいですよ資金的に、どうですかと、やってみませんかということで奥州市で取り入れたわけなんですけれども、なかなか実績というものが見えないで、令和2年に補助金等の返還でやめてしまうというようなこともこれもまたちょっとそれでいいのかなという思いもあります。

それで、チップを燃やすということでの燃料ということで、一時燃料の供給もよくて、大分稼働率もよくなってきたという話もありましたけれども、今後の見通しとして、やっぱりなかなかそういう状況にはなくなっていく状況なのでしょうか。また、担当者といいますか、施設の管理をしているのはその支所が対応していると思いますけれども、万全に、何か故障したときにすぐ対応できるような状況にあるのかどうか、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 職員の勤務時間の関係で時間外手当のことということでございました。

確かに1人当たりの時間外の比較をすると、本庁課と総合支所のほうではかなり違いは見られますが、そういった業務量調整をしながら人員の配置等を含めて考えておりますので、なるべく1人当たりに偏らないようにということで、どちらかという昔からの、ちょっと感覚的な話になりますけれども、昔は時間外をする人としない人が明白に分かれていたのが、だんだんそれが標準化されてきたというか、均一的に、均一的にと言ったら言い方おかしいですけども、1人当たり差のないような、みんなで取り組むという形での時間外が最近ふえてきたなと思っておりますし、さらに、かなり時間外で大きいのがイベント関係ですね、イベント関係が、従来ですと担当課が中心になってやっていたんですけども、今それでは賄い切れなくて全職員を対象に、例えば各部から何名の応援をといて

たような応援要請をもってほとんどの大きなイベントには対応しております。例えばマラソンであったり、それから防災訓練もそのとおりですけれども、そういったそれぞれの部からの応援によって、職員の時間外を均等にするといったら変ですけれども、そういったことで対応しておりますので、なるべく1人の職員に過度な負担がかからないようにというような配慮、それから人事配置をしているというような基本的な考え方に基づいてやっております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） それでは、私のほうからバイオマス施設の件でございます。

この施設につきましては、乾燥させたチップ、これをBDFと混焼して、燃やしながらということで発電をする施設となっておりますけれども、チップの乾燥率を上げなければいけないというのが一つ大きなネックになっております。ということで、一旦購入したチップを今度は人件費をかけて、これをまた乾燥させるというステップが1つ入ってしまうのが、やはりどうしても大きなマイナス分の一つ要因になっているという部分がございます。それから、もう一つは、やっぱり老朽化に伴いまして不具合というのがふえてきている状況にはございます。ですので、どうしてもこれ以上改善を進めるとするのはちょっと難しいのかなというふうには思っております。

ただ、この施設につきましては、いずれ検証的にある程度導入した施設ではあるかと思ひまして、今現在、いろんなバイオの技術を見ていますと、そういった乾燥しないままのチップをそのまま利用したバイオマスの発電でありますとか、あるいは木材じゃない別のものを使ったバイオマス発電というようなものもいろいろ出てきているものですから、そういったものの新しい技術を取り入れた形で、また別の施設、ILCとかがもし来たらということになるかと思うんですけれども、そういった中で、そういった技術を取り入れながら、またバイオ導入するということは非常にできるのではないかなというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 22番菅原委員。

○22番（菅原 明君） じゃ、最後、1点お伺いします。

職員の健康管理の面なんですけれども、残念ながら、体調崩されている方が30年度、31年度、結構の方々がいらっしゃるわけなんですけれども、そういうことで、どういう関係でそういうふうになられたかというのは私どもはわかりませんが、やはり考えられるのは、そういう勤務状況の過度というか、負担がそんなならせたのかなという思いもありますし、そういうことで休まれる職員が出ますと、また負担になる職員が出てくるという状況になると思いますので、その辺は、休まれているところには、再任の職員の方をまた採用してカバーしていただくとかということでの混乱にならないような状況で勤務をしていただければなと思います。

いずれ健康管理には総務課としても十二分、職員の皆さんの管理をしていただいで進めていただきたいなと思いますので、それを聞いて終わります。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） ありがとうございます。できる範囲でという形にはなりますけれども、そういった姿勢で臨みたいと思います。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） 申しわけありません。1点、ちょっと答弁漏れがございました。

施設の管理の体制、総合支所のほうで万全をとっているかということでございますけれども、管理体制につきましては、管理されている地元の方々といずれ総合支所のほうが一緒になってきちんとやっております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時1分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午前11時15分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

2番及川委員。

○2番（及川春樹君） 2番及川春樹です。

評価調書の6ページ、奥州ふるさと応援寄附事業についてなんですけれども、いわゆる実績値として4億円弱として、評価としてはA1、これまでの経緯として増加傾向ということでそのような評価だと思っておりますが、客観的に見まして、いわゆるもう少し伸び代ある事業じゃないかなというふうに思っております、先ほどの部長のお話ですと、対外的な広報活動を行ってきたということなんですけれども、例えば、いわゆる出品されている方々へのアプローチというのは今まであったんでしょうか、また、これからするのでしょうか。お聞きします。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼ILC推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） ふるさと納税のご質問でございました。これについてまだ伸び代があるのではないかというお話でございます。

平成30年度におきまして、前年度より8,000万円ほどの収入、伸びているわけでございますが、これにつきましては、大きな原因としては、1つサイトをふやしたと。今まで使っていたサイトとまた別のサイトをふやしたということがまず1つの要因でございますし、それから、今出品している方へのアプローチということもあります。随時、担当が出品者のほうに訪問して、いろんなお話を伺ってきたりということはしております。そういった中で、今後でございますが、今年度におきましても前年度を上回るような形で何とか伸びているところでございます。

先日の質問、議場でありましたのでお答えいたしましたけれども、6月から国のほうの方針が新たに示されるということで、その以前に何とか駆け込みで売ってしまうという形の返礼品のやり方をした自治体もございました。その影響が大きく出なければいいかなと思って、大変、本当は6月以降心配しているんですが、今のところ何とか前年度以上のところで受けているという結果になっております。

それから、今後の取組みということで、もうちょっと伸び代を考えたらいいんじゃないかということで、私たちもぜひ前年度以上の結果を出したいということは担当者含め頑張っているところでございます。

方法論としてはどんなことがあるのかなというところなんですけれども、担当の方ともいろいろお話しして、いろんなところのお話しして進めているんですけれども、まず、9月以降から、出品の自身、農産品は今まで奥州市産の米、それから江刺りんご、前沢牛、江刺牛、奥州牛というものだけだったものをもっといろんな農協さんでもいい産品あるので、例えばシイタケとか、そういうようなものも出せるような形にしようということで、そちらのほうも広げることで今進めて、そのことについて、いろんな会員さんの方々にもお話をしているところでございます。

こういったものが広がっていくことによって、より奥州市のファンということが広がっていけばいいかなと思っていますし、それから11月に予定されているイベント、ふるさとチョイスの中のイベントがこれから大きな成果が出てくればいいかと、それは担当とも話しているんですが、やはりリピーターをふやそうと、過去、平成27年からこれ始めているんですけれども、27年度以降、奥州市にご寄附いただいた方が2回目だとか3回目だとか、そういう方をどんどんふやして、奥州市リピーターをどんどんふやすということが結果的には5年後、10年後、奥州市のファンになってくれる方々をふやすことになっていくし、寄附額も上がっていくという結果になるのではないかとこのことを考えて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 2番及川委員。

○2番（及川春樹君） ありがとうございます。

リピーターをふやすということなんですけれども、例えば工芸品と食品では、やっぱりなかなかリピーターをふやす過程といいますか、やり方ちょっと変わってくるかと思うんですけれども、例えば工芸品であれば、ふるさと納税の返礼品でしか購入できないオリジナル商品とか、またはそういったパッケージデザインとか、そういったものを考えられると思いますけれども、いずれそのような話になるのかなというふうに思います。

ただ、この事業自体がいつまでするかちょっと私もわかりませんので、例えば3年、5年計画で、いわゆる実績値というか目標値ですね、例えば3年計画で4億円弱のものを8億円にしようとか、10億円まで持っていきたい、そういったような方向性というのは考えているのか、また説明をお聞きして終わりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼ILC推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 工芸品等については、オリジナル商品的なものというのももちろん必要なのかもしれませんが、そういったこともできないかということはいろいろご提案は担当のほうからさせていただいているところでございます。

ただ、なかなかそれだけにというわけにはいかないというのはやはり出品されている業者さんなどもありまして、その辺については、相手とのお話をしながら進めていきたいと思っています。

それから、目標値、3年計画で幾らとかという話でございますが、実際のところは、特に目標というのは定めていないというのはあります。

ただ、定めていないとはいえ、いずれ頑張らないとすぐ下がっていくものだと思います。ですから、目標値は定めませんが、いずれ前年度より多く、また今よりも多い人が奥州市のファンになってもらうような形のもの頑張ってやっていかなきゃいけないということでは進めていきたいと思っています。

3年計画というところで、一番心配しているのは、結局、今、昨年度、平成30年度に奥州市のほう

にご寄附いただいた件数というのは1万2,000件です。それぐらいの方々に販売したとすれば当然それなりのクレームとか要望とか、いろんなご意見が返ってくるわけです。それに対して、やはり職員も担当も当然答えていかなきゃいけない。これが1.5倍とか1倍、10%ふえただけで1,000人、2,000人というお客様への対応がふえたことになりますので、それに対する対応が当然出てくると。そういった対応をしっかりとしていかないと、大きなクレームになったときに、市に全部返ってくるような形になりますので、それは、よい評価であれば市のいい結果になりますし、悪い評価であればやはり市の名を削るといふか悪くすることになりますので、そういったことも単にふやすというだけでなく、しっかりと対応ができるようなことを見据えた上で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 15番菅原委員。

○15番（菅原由和君） 15番菅原由和です。

決算書の79ページから80ページ、2款1項1目の行政改革推進事務経費だというふうに思いますが、ここにかかわりまして公共施設のあり方についてお伺いをいたします。

昨年度、たしか10月ごろだったというふうに思いますが、将来の公共施設のあり方を考えるということで、市民を対象にした市民参加型のシンポジウムというものを開催したかというふうに思っておりますが、このシンポジウムについてどのように評価をされているのかお伺いしますし、また、いわゆる公共施設総合管理計画の推進にかかわりまして、そのほかどのような取組みをされてきたのかお伺いをいたします。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） ただいまのご質問にお答えいたします。

昨年度、公共施設に関しまして、10月20日に、Zホール中ホールにおきまして、公共施設の将来を考えるシンポジウムを開催いたしました。こちらのほうに参加いただいた来場者の方の総数、166名ということになっております。内容といたしましては、岩手県立大学の齋藤先生のほうから、人口減少社会を見据えての公共施設のあり方についての一般的なお話でありますとか、奥州市で、今、計画を持っております公共施設等総合管理計画についてのご説明を市の職員のほうから行ったということでもございました。

その際にアンケート調査をとらせていただきましたけれども、おおむね参加した方々からは講演の内容、あるいは市の公共施設計画の現状、そういったところは理解できたというのが八、九割方の参加者の方からアンケートでご回答をいただいているところでございます。こちらの評価といたしましては、こういった市民の皆さんとともに、公共施設のことについて考えていく取組みというのは今後とも必要だろうというふうに考えております。

そういった意味では、あと、これ以外の取組みといたしましては、昨年度、平成30年度ですが、11月に開催した市政懇談会、こちらのほうでも公共施設総合管理計画というところを議題にいたしまして、市民の皆様から、現状説明をいたしご意見を頂戴したところでございます。そちらのほうは、さまざまなご意見をいただいたところですが、そういったご意見も反映しながら、これから、今30年から令和2年度を目標にいたしまして、個別の具体的な計画策定に取り組んでいるところでございます。

多くの市民の方々からさまざまなご意見が頂戴できるような場を今後ともふやしていきながら、公

共施設の個別施設計画の策定に向けて検討を進めているところでございます。

なお、今年度につきましては、これからの取組みにはなりますけれども、この個別施設計画策定に向けまして、市民へのアンケート調査を行いたいというふうに今検討し、取組みを進めているところでございます。

市民の皆様は、現状、ただアンケートをとるだけではなくて、例えば広報で、公共施設の現状とか、40年後のどういう姿になっているかというのを概要もご説明しながら、その上で、市民の皆様がどのように公共施設のあり方、今後について考えているのかというところを、意向を把握したいということで、その取組みに向けて今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 15番菅原委員。

○15番（菅原由和君） ありがとうございます。

昨年度、シンポジウム、そして市政懇談会などの取組みを行ってきたということで、市民の皆さんと情報共有をしながら今後どうしていくかといったことをともに考えていくということは非常に大事なことなんだろうというふうに思っております、その取組みについては評価をしておりますが、ただ、そのシンポジウムや市政懇談会以降、間もなくもう1年が経過をしようとしておりますけれども、こうした情報提供なり意見交換の取組みというものが、びたっとこの間なかったのではないかとこのように思います。

今のご説明では、個別計画、今策定をしているということではありますけれども、今後アンケート調査もやっていくということではありますが、昨年やったシンポジウムは、さあ、これから公共施設とともに進めていくぞというようなスタートアップ事業の一つだというふうに伺っております、せっかく機運の盛り上げを図っていかうとしたときに、この間何もこの取組みが全く市民に対しては見えてこなかったのではないかとこのように考えております。

そこで、お伺いいたしますけれども、けさの地元の新聞にも今年度中と書いてありましたか、個別計画については策定をするというような内容が載っておりましたし、あと過日、総務常任委員会でも体育施設の関係について所管事務調査を行ったときにも32年度ころまでには個別計画を策定するというようなご答弁もいただいたところであります、それぞれの分野ごとにこれは進められているというふうには理解をしているんですが、昨年、我々議会も4月だったと思いますが、この公共施設の管理計画についての説明はあったと思いますが、それ以降、全く説明はなかったのではないかとこのように理解しておりますので、この個別計画がどういう体制で、どのように進められてきているのかというのが我々議会も全く承知をしていないのではないかとこのように考えておりますので、この取組みの状況について、もう一度お願いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） お答えいたします。

まず、個別施設計画の策定の現在の取組状況というところでございますが、本年度、昨年度から引き続き、その策定に向けて各施設分類ごとに、各課ごとといいますか、そういった形で、まず分野ごとの施設の現状把握を昨年からやってきたところでございますが、そちらを精査した上で、現在、まずは、個別施設計画分類ごとの各課所管ごとの施設別の計画を素案として、予定では本年、あるいは来年の1月ごろ、年度内を目途に、まずそちらのほうを分類ごとの素案を固めていきたいというふう

に思っています。現在、その検討作業を各施設所管課ごとに行っているという状況でございます。

なお、その後ですけれども、それが全て個別施設計画ということには全体調整が必要になろうかと思っております。

分類を超えた、例えばでありますけれども、施設の複合化でありますとか、複数の機能を有した施設として整備したほうが効率的な場合もあり得ると思えますし、あとは市の財政状況の見直しに応じて、もう少し市全体として調整を図らなければいけないというところも出てくると思えますので、その作業が来年以降、庁内調整等に入りまして、来年度いっぱい、令和2年度いっぱいのところで市全体としての個別施設計画を固めていきたいというふうなスケジュールで現在進めております。

なお、市民の皆さんへのアプローチといいますか、市政懇談会以降、途絶えたのではないかとこのところでございますが、こちらのほう、まずは各施設ごとの現状をしっかりと把握した上で、そういったところも具体的なところできる部分、提示をしながら、いずれ市民説明、あるいは広報を通じての情報提供もそうですけれども、市民の説明会、あるいはワークショップなどを開催しながら、具体的なお知らせをご提示しながら市民の皆さんとともに考えていく場面は今後つくってきたいというふうに思っております。

なお、この間の進め方につきまして、議員の皆様へのご説明が昨年4月以降ちょっと途絶えていたのではないかとこのところのご指摘ございました。こちらのほうは、これから具体的な策定作業に本格的に入っておりますので、随時、情報提供等しながら、いろんなご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 15番菅原委員。

○15番（菅原由和君） 個別計画の策定状況についてはわかりましたが、要は、これが突然、市民の皆さんの前に計画が出てしまうということが一番恐れるところでありまして、混乱を招くのではないのかということが一番心配するわけでありまして、私もこれまで繰り返し、機会あるごとにお話をしてまいりました。やはり市民の皆さんと繰り返しキャッチボールをしながら進めていくということが非常に大事なことなんだろうというふうに思います。

そこで、市では、先ほど昨年のシンポジウムのアンケート調査ではおおむねご理解をいただいたというような認識でいるようではありますが、やっぱり総論をしっかりとご理解をいただかないことには各論についてはまったくご理解をいただけないだろうというふうに思いますので、もう少し細かい市民とのやりとり、取組みが必要なのではないかとこのように思いますので、いかがでしょうか。もう一度お願いします。

それから、現在、個別計画については各分野ごと、所管ごとに進められているということなんですけれども、これから、それについて具体的に進めていくということについてもやっぱり明確にしていく必要があると思います。先ほどおおよそのスケジュール的なものは今口頭でご説明をいただきましたけれども、やっぱりそういうのも市民の皆さんにいつまでどうしていくんだとか、我々にもですけれども、そういったスケジュール感をしっかりと示した上で、その中で個別の細かい取組みを進めていくということが必要なのではないかとこのように思いますので、そのスケジュール的なところ、もう一度お願いしたいと思います。

それから、もう一つ、最後に、組織体制でありますけれども、この公共施設の問題は当市にとって今後大

きな問題だというふうに私は捉えておりますので、やはり全庁を挙げた取り組みが必要だというふうに考えております。

そこで、今現在、中心となっているのは行政経営室でしたっけ、ここが中心となって個別計画ですとか取り組み、進められているようなんですが、全庁の公共施設マネジメント体制というものをしっかりと確立をすべきではないのかなというふうに思うんですが、その体制がどのようになっているのか。

それから、あと市民向けの説明とかというものももちろん大事でありますけれども、職員の皆さんもやっぱり共通した認識を持って今後取り組みを進めていくべきだろうというふうに思いますので、やっぱり職員向けにもきちっとそういった方針なりといった、あるいは今後どういった方針で進めていくかといったものもきちっと職員の皆さんにも認識をしていただく必要があるというふうに思いますので、その点、取り組みについてもお願いしたいと思いますが、いかかでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） お答えいたします。

まず、市民の皆様、あるいは議会の皆様へのいろいろな説明、今お話がありましたのは、きちんと総論をまず理解してもらった上でこれから進めていくべきということでもありますとか、あるいは、ここ2年間、完成までのスケジュール感をもっときちんと市民の皆様を示した上で進めていくべきであろうというご提言でございました。

こちらのほうは、まさにそのとおりだろうなと思っております。今度、広報に示すところも総論の部分、これから人口減少がどのように進んで、20年後、40年後、このようになる、あるいは他の市町村と比較して奥州市の公共施設の状況がどのようなものかといったところも含めて、広報の特集記事にしていきたいなというふうには考えているところでございます。

そういった一方的な広報の記事だけではなくて、これからそういった説明の機会とか懇談の機会を持ちながら、まずは総論の部分を理解していただく、スケジュールを示す、こういったところは、早急に取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

なお、もう一点、公共施設整備、こちらの現状の体制についてでございますが、こちらは、特に施設マネジメントといった形での組織を設けているわけではございません。通常の行政経営改革の推進本部、各部長等、市長を本部長とする推進本部がございますけれども、そちら、あるいはその下に課長級の幹事会、あるいはその下に補佐クラスの推進員というのを置いているわけですがけれども、まず年度当初、あるいは推進本部会議では、年度当初も含めて逐次その年の公共施設の取り組みの進め方などについて協議を行い、そのとおり取り進めているところでございますし、今回の個別施設計画の策定に当たっても昨年度、31年2月だったんですけれども、課長、補佐クラスの推進員の皆さんに集まってお話しして、公共施設の総論的なところをさらに学習を深め、これから個別施設計画、このような視点で計画策定に取り組んでいきたいと思いますところも協議の場、会議の場を設けているところでございます。そういったところで、まずは、現在ある組織を十分に生かしながら、必要な情報共有を行いながら取り組みを進めていきたいと思っております。

なお、職員全体の説明会につきましても、やはり推進員の皆さんから各部、各課に周知ということもあろうかと思っておりますけれども、なかなかそればかりではということもありますので、全体に向けての職員説明会というのも今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ほかに。

3番千葉委員。

○3番（千葉和彦君） 3番千葉でございます。

1点お伺いします。

主要施策の成果に関する報告書の17ページ、地方版総合戦略事業経費の中の移住・定住促進事業についてお伺いします。

この事業につきましては、昨年度2,200万円ほどの決算額となっておりますが、これについてなんですけれども、どのくらいの実績かと、具体的なところをまずはお聞かせ願いたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼ILC推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） 移住・定住に関するご質問でございました。

この移住・定住に関しましては、平成30年度における移住・定住の考え方、こちらのほうに移住していただいているという方で、捉え方なんですけれども、まず一つ、うちのほうで大きな施策として行っているのが、1つが空き家バンク事業です。それから、もう一つが持家取得補助金という2つの事業でございます。

今回、2,200万円というお金が出ているのは、そのうち2,000万円が持家取得補助金、これは、Iターン、Uターンの方で、2年以内にこちらに来てから建物を取得された方に50万円の補助を差し上げるというのがあります。これが、お金の2,000万円のほうでございまして、それから、残り200万円というのが空き家バンクのほうで雇用しております移住・定住のほうの担当の方という部分のお金でございます。

空き家バンクのほうの実績でございます。平成30年度において空き家バンクを活用して移住された方という部分で申しますと、件数で13件で26名の方が空き家バンクのほうで、ほかの他市町村から入ってこられたと。それから、持家取得補助金、こちらのほうでは、件数として39件で101名の方が移住されたと。結局、平成30年度におきましては、この2つの施策を利用された方というのは47件ありまして、移住・定住の数としては121名ということでございます。

ちなみに、平成19年度から空き家バンク等に取り組んでおりますし、平成24年度からは持家取得補助金のほうも取り組んでございまして、今までの合計といいますか、それが、この2つの事業で、件数的には361件で906名の方がこちらのほうに移住しているということでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 3番千葉委員。

○3番（千葉和彦君） ありがとうございます。

思ったより多くの方々というふうに思いましたが、その中で、事業評価調書のほう、こちら5ページ目のほうにあります、こちらのほうに書いてあるのは、移住サイトの閲覧数5万8,000件ほどということで、その評価がB1ということで、コメントを見ますと、この事業者と再構築を今後考えるというふうにあります、やはり効果を生み出すため民間事業者等との連携を深めた事業の再構築と、具体的にどのようなことを考えているのかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 菊地元気戦略室長。

○総務企画部参事兼 I L C 推進室長兼元気戦略室長（菊地 厚君） お答えいたします。

こちらのほうに書かれている人口減少及び空き家対策に必要な事業であるんですけども、事業者と連携を含めた再構築ということですが、ここについては、主に空き家バンクのことを考えておりました。

今、空き家バンクで申しますと、実績といたしまして、登録された空き家の数、全体に対して約45%の分は、多分貸したり売ったりできて、新しいU・Iターンの方々といったと。この分で45%ぐらい出ているという、これで一応効果はあるわけですが、加えて、取り下げがその半分、もちろんあるわけですが、その取り下げたもののうち21%、全体の中の21%が一般の市内の中で取引されたものなんです。そうすると、空き家バンクに登録された物件のうち3分の2は何らかの形で空き家じゃなくなっているということになります。

ここで掲げました事業の再構築というのはこの部分でありまして、果たして、私たちが業務としている移住・定住の促進のためにこの空き家バンクを評価した場合には45%しか効果がなかったということになるんですけど、これ空き家バンクとして捉えた場合、空き家対策として捉えた場合には66%ぐらいの効果があるということでございます。

市内の中で、やはり私も春先、いろいろ不動産会社の方々とか訪問して、ぜひ空き家バンクに登録をとってお話をしてきたところなんですけど、そういった中では、やはり空き家バンクに登録するのは、U・Iターンの方々向けのものなんですよね。やはり、ほかにも空き家というのはありまして、例えば店舗形態のものとか、それから倉庫とか、それはU・Iターンのほうで私たちは持っている以上は積極的にそちらを持つ話ではない、でも、実際空き家になったら困るよねといったところでは今ちょっとそこら辺を他の部署ともお話し合いしながら、この空き家バンクのあり方、もうちょっと広げて活用できないかということこれから協議していきたいということをご記載させていただいたものでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 5番小野寺委員。

○5番（小野寺満君） 5番小野寺満です。

主要施策に関する報告書の3ページ、2款1項6目企画費の政策企画課分でちょっとお聞きしたいと思います。

この地域会議開催経費ということですが、参集者はどういう方が集まっておられるのか、それから、報酬が合計で38万円ということですけども、この内訳についてご説明をお願いします。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） 地域会議、平成30年度の開催の状況をちょっと説明しながら、それでもって説明とさせていただきたいと思っております。

この地域会議につきましては、2つの地域会議がありまして、奥州市全体の奥州地域会議という地域会議、これは30地区の振興会長さんでもって構成をされております。これにつきましては、8月と12月の2回、会議を開催しておりまして、その方々、30人、ほぼ皆さん出席いただいておりますので、その方々の2回分の報酬がまず入っているということになります。

それから、もう一つ、5つの地域ごとに設置しております各地域会議というのがございます。この各地域会議につきましては、振興会長さんと、それから各地域の各種団体、それから公募委員、こう

いった方で構成となっております。これにつきましては、事務局が総合支所ごととなっております、それぞれ開催回数はまちまちなんですけれども、大体、開催状況につきましては3回ないし5回の開催となっているということで、ここにありますような形での内訳になっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 5番小野寺委員。

○5番（小野寺満君） すみません、報酬ということですので、この会議に出られる方は、出た都度に日当が出るということではなくて、最初に委嘱した時点で報酬をいただくということですか。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） これにつきましては、出るとにそれぞれ報酬が出るということで、欠席された方はその分は出ないことになりまして、出席された方の分として支出するという形になります。

金額ですけれども、全体の奥州地域会議については3,000円という設定になっておりますし、各地域会議については1,000円という設定になっております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 13番及川委員。

○13番（及川 佐君） 今の奥州地域会議について、関連でお伺いいたします。

これ見ますと、3回のところと5回のところ、この違いは、まず1点目、何が違うのか。

それから、奥州地域会議というか、地域協議会から移行する際に、地域会議条例で決めているはずなんです、その2つは、地域の課題及び市のまちづくりに関すること、市政の提言及び地域コミュニティに関する事、この2点について条例で決めたはずなんですけれども、例えば、先ほどあったような施設の存廃、さまざま最近話題にもなっていますが、こういうものは、この会議で議論するんでしょうか、あるいは誰が提案するんでしょうか。支所が、支所長及び、それが事務局の担当になっていると思うんですが、この役割は、今言った施設の存廃なんかはどのようにかかわっているんでしょうか。場合によっては、3回、5回の内容もちょっとご紹介願えれば違いがわかると思うので、リストが、後でも結構ですけれども、その中身を出していただきたい。

それから、奥州地域会議、全体のやつですね、この2回ですけれども、その中身に関してもぜひ、後でも結構ですけれども、今の内容、2点にかかわる問題になっているのかどうかお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） 各地域会議の開催日数の違いにつきましては、まず、1回目の会議につきましては共通で、それぞれ奥州市としての地域ごとの今年度の主要事業などのご説明をさせていただいております。これは、いずれ同じ内容でやりましょうということによっております。

それから、30年度につきましては、もう一回、市長、副市長が直接出向きまして、地域会議の皆様からの意見を伺う機会も設けさせていただきました。この2回は、標準として開かせていただいたような形になっております。それ以外は、あとは地域会議の大きなミッションと申しますか、それにつきましては、地域会議の提言をいただくということが大きなミッションとなっております。それにつ

いて、それぞれ地域会議ごとに提言を提出するに当たって要した回数によって違いが出てきているんだろうなというふうに思っておるところでございます。

ちなみに、各地域会議につきましては、必ずしも、いろいろ議論はいただいたようではございますけれども、全ての地域からそういった提言いただいたわけではなくて、水沢と胆沢と衣川の3つの地域から提言をいただいておりますけれども、江刺と前沢につきましても何とかその提言を出そうということいろいろご検討はなされたというふうに伺っております。

ただ、その中で、どうしてもその話の内容が、これじゃ単なる要望にしかないなということで、ちゃんと発展的なもので提言にしようということで議論を重ねて、もう少し煮詰めた形で、翌年度、提言をしようというような方向に向かっているというふうに聞いております。

それから、もう一つ、全体の奥州地域会議ですけれども、これは8月に30地区の振興会長さん方にそれぞれ集まっていただきまして、市の施政方針、昨年度は骨格予算でしたので、できたばかりでございましたので、それを説明した上で、それから、あとは協働のまちづくりについて、それぞれ意見交換をさせていただきました。その中で、自分たちが協働の取組みの中で行っているもの、5つの地域から自分たちの地域で行っている取組事例なども紹介をいただいております。

それから、12月にもう一回開催をしております。この12月の開催につきましては、振興会長さん方のそれぞれの地域で行われております地域づくりに関する独特のもの、こういったものをそれぞれ発表していただく場というふうにさせていただきました。その後は懇親会ということで、30地区、皆さんで懇親会をしていただきながら情報交換、情報共有を図ったという内容になっております。

いずれ今申し上げました、あと全体の奥州地域会議、それから各地域会議の開催状況につきましては、後で資料提出をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 13番及川委員。

○13番（及川 佐君） 私も別な点も言ったはずなんですが、施設の存廃とか、こういう問題についても議論することができるのか、するのか、あるいは、その際に、支所長というか支所の役割はどのようになるのか。要するに、提案を合意だけやるのか、会長のもとにやるのか、あるいは支所長などが、そういう存廃にかかわって提案するのかということもお聞きしたかったのですが、それは、いずれ話していただくにして。

いずれこれ30年度がほぼ初めてだと思うんですね。1年間やってみたということなので、これは試行錯誤的なこともあるので、いたし方ないという側面もあるんですけれども、来年度は、やはり2年目に当たりますので、もう少し、今言った話も含めて今年度どうするのかというのを本来ならば、これを受けて、いや、こうしようじゃないかという全体的な方針があってしかるべきだと思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） まず、ちょっと最初の質問の部分の中で施設の存廃の部分のお話でございます。

これにつきましては、前の地域協議会が、そういった審議会の中で、そういった施設の存廃も諮問する事項ということで決められておったものでございますけれども、地域協議会と地域会議の大きな違いというのが、諮問型の組織から提言型の組織だということで位置づけをちょっと変更させていた

だいたというところがございます。そういった意味では、そういった施設存廃について、その地域会議に直接諮問をするというような形はとる場面はないのかなというふうに思いますけれども、ただ、年度当初のその地域の事業というところのご説明の際には、そういった存廃のものが、その当時でわかっているのであれば、そういったものも説明していただくようにお話しはしております。

それから、年度途中でそういった状況が出てきたという場合につきましては、それはもう直接担当課が地域に入って地域でご説明会を開いていただくというような形になるのかなと思っております。

それから、今後どのようにといった部分でございます。この全体の奥州地域会議でございますけれども、幹事というのを設けております。それで、各地域から1人ずつ代表者を出していただきまして、全体のメンバー30人なんですけれども、旧市町村単位で1人ずつ代表を決めていただいて、それで奥州地域会議開催する前にこの幹事会というのを開催しております。

この幹事会は、これから開かれる会議の進行の確認と、それから、その次に開かれる会議、どういったことで取り組んでいこうかといったこと、そういったものを開催状況を見ながら随時見直しを進めながら取り組んでいるという状況でございます。いろいろそこで意見をいただいたものを取り入れながら、どんどんと望まれるような形に進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 13番及川委員。

○13番（及川 佐君） 確かに提言なのか諮問なのかの違いありますけれども、今言ったように、情報に関しては最大限出すということでよろしいですよ。その上で、提言があれば出していただくということ。

それから、いや、逆に気になっているのは、さまざまな問題、特にこれから施設の存廃が出てくるのが想定されるわけで、当然のことですね。だから、その際に、今言ったように、条例に記してあるように、地域の課題及び市のまちづくりに関することは非常に密接に不可分な問題ですから、30地区の全体の奥州地域会議もできるならば余り懇親会だけにならないように、ぜひとも議題を設定した上で、幹事のもちろん資質にもよるんでしょうけれども、やはり今、焦眉起きていることについて、いろんなことが、実際存廃等も出てくるわけですが、地域で欠けているのかなというのは本当に、地域でそういう議論をしているのかなという不安をちょっと懸念も持っているものですから、ぜひとも、それは、わかっていることに関しては、2回とは言わずに必要なに応じて、奥州地域会議、2回と、めどでしょうけれども、かなり頻繁にやってもおかしくないし、それは別に市のほうが主導しようが地域から出ると、それは両方あっていいと思うんですね。余り回数にこだわらずに、逆に地域会議出なくても出ても必要なものはあります。そうじゃないといろんなところで議論が、はっきりしないことまで議論してしまうとなかなか地域全体がというふうにならないこともあるので、抽象的に言いますけれども、ぜひともそれは今後とも検討してもらいたいです。これを伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） ありがとうございます。

先ほど申し上げました幹事会の中でも30の全体の奥州地域会議の中で、やはりテーマを何か1つ

決めて議論する場をつくりましょうという話が出まして、その中で、今年度は人口減少対策ということでのテーマでちょっとお話をさせていただいた経緯がございます。やはりそれぞれの振興会長さん方の中でもどういったテーマがいいかということを経事会を通してお聞き取りもしていきたいと思っておりますし、こちらのほうからどういったものを出していいのかというものもきちんと検討しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 13番及川委員。

○13番（及川 佐君） 言い忘れましたが、実は議会、これと地域会議の問題、非常に、一応別になっていますでしょう、現実には。ですから、我々、もちろん議員もその会議に呼ばれるということでもないし、行くチャンスも、知っている場合は行くこともありますけれども、なかなか同じ議論を議会でしたり、あるいは地域会議でしたりするんですけれども、相互の関係が非常にわかりにくいので、出る義務はもちろんないことはわかりますけれども、地域ごとの会議に関しては、地域の議員さん方に連絡、情報提供するというのも相互にとっていいことだと思うんですが、これ決めるというか、そういうものをぜひともやっていただきたいんですが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 高野政策企画課長。

○政策企画課長兼政策企画課人口プロジェクト推進室長（高野 聡君） 地域会議につきましては、その地域独特の課題をいろいろ議論される場になるということで、非常に議員さん方の関心も高いのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

いずれ情報を提供するという事は可能だと思いますので、そこら辺は検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） ここで昼食のため1時まで休憩をいたします。

午後0時 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 12番廣野富男です。

奥州市決算審査意見書を通じて4件ほどお伺いをいたします。

今回、この審査意見書については、8月21日に小沢市長に提出されているようですが、具体的にどういう提出方法をされているのかということと、かなりの審査内容、130ページほどにわたって掲載しているわけですが、これに対する改善、こういうような改善をされたというふうな報告等はなされているのかどうかということをお伺いします。

この意見書の2ページの審査意見について、2ページ、3ページですか、について、3点ほどお伺いします。

先ほど公共施設等の総合管理計画、個別施設計画の進捗状況等についてはおおむねわかりましたので、それに関連してお伺いするのですが、けさの胆日新聞に、40年間で年平均115億円余り必要と、その管理計画では試算したということですが、この金額について報道のとおり間違いがないかどうか

かと。あわせて、本年度、財政計画の見直しをします。先ほどの回答では、個別計画については、年度内に各部署から素案が出て、それから内部調整をして令和2年に最終的な計画が出るというふうに理解をしたんですが、恐らくその段階で金額が出てくると思うんですが、この財政計画と今回の個別計画の積み上げた金額との調整はどの時点でどのようにされるのかお伺いをいたします。

あと、この文言の中に、3ページになるんですが、住民訴訟2件というふうな記載がございます。決算書では、たしか30年は弁護士費用が290万円ほどかかったということですが、まず、金額のほうですが、これは毎年この程度といたしますか、290万円もかけてきたのかどうかということと、現在、住民訴訟2件なわけですが、これの進捗状況、もし回答できる部分があればお願いをしたいということとあります。

最後ですが、やはりこの審査意見の中に、不適正な事務処理に対する職員の懲戒処分など、市民の信頼低下を指摘、内部統制を有効に機能させたいと。これは監査委員さんのご所見でございました。言葉尻をとるわけではないんですが、内部統制を有効に機能させというのは不十分だという、裏を返せば不十分だというふうな指摘で、どのようにしてほしいと、監査委員として願いがいいのかお伺いしたいと思いますし、この指摘を受けて、担当部、所管部は、どのように30年度どういうふうな対応をしようと、あるいは対応しているのかお伺いをいたします。

○委員長（今野裕文君） 千田代表監査委員。

○代表監査委員（千田 永君） 審査意見書についてのご質問でございました。

提出の方法については、8月21日に、私ども監査委員、3人おりますので、3人の委員が市長室のほうを訪れまして、15分ほど説明し、その後、意見交換をして、おおむね1時間程度やりとりをしてございます。

それで、重立ったところをご説明しながら、なかなか歳入の厳しくてこれから歳出が削減しづらいような中で、厳しい財政状況の中でやっていかなきゃならないものですから、その辺、継続できるようなやり方をお願いしたいというふうなことを申し上げてございます。

それで、3ページのほうになります。財政見通しが大変厳しい、交付税の収入も減ってきている、あるいは社会保障関係、それから公共施設の維持管理費の動向、そういったことが厳しい財政状況のこととございますし、それで、飛び飛びになります。住民訴訟の件についても2つ抱えてございませし、そういった訴訟だけじゃなくて、平時の事務からきちんとやっていただきたいということを申し上げます。

それで、最近、今年度になりますと、エアコンについてでしたでしょうか、過日の新聞報道によりますと、予算措置を経ないまま工事をしている例が見受けられたというふうなこともございます。そういった件について、私どもの見方からすれば、同僚、上司がそういった工事をしているということがわからなかったのかどうか、予算しているかどうかわからなかったかもしれないけれども、そういったことをやはり職場の中でお互いにコミュニケーションをとりながら仕事をしていけばわかるんじゃないだろうかというふうなことで、それは一つの例でございますけれども、リスクマネジメント、危ないような要素を一つ一つ確認しながら、小さい過ちが中規模の過ちになり、それが大きい過ちになるというふうなことがよく言われていますので、そういったことをふだんからきちんとやっていただきたいということで、市のコンプライアンス指針もありますし、そういったものをきちんと守っていただきたい。

それで、内部統制につきましては、市のほうで政策会議を受けた部局長の会議があるようでございますので、そういったところで、こうした不祥事につながるような案件、そういったものを情報共有しながら、市民の信頼を損なうことのないようお願いしたいというふうなことを申し上げます。

大体以上でございます。

〔「改善報告があるのか」と呼ぶ者  
あり〕

○代表監査委員（千田 永君） 改善報告という形では、この件については個別に得ているものではございません。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） それでは、私のほうからは、公共施設に関係しまして2点ほどご質問を頂戴しましたのでお答えいたします。

まず、本日の胆江日日新聞に掲載されておりました、今後40年間で公共施設の維持更新する場合の経費ということで、年平均で115億円余りが必要だという内容でございますが、こちらのほうはそのとおりでございます。

こちらの数字は、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画の中で、今後40年間の公共施設、水道施設を除く建物、道路、橋梁、下水道などについて、現状のまま維持更新をした場合の試算を行ったところでございます。

この試算につきましては、築後30年に大規模改修を行い、60年後に建てかえを行うといった一律の考え方のもとに試算をした数字でございます。この試算に当たりましては、総務省から出されております更新費用試算ソフトというものがございますので、そちらのほうを利用しながら、現在あります公共施設を全て残した場合ということでの試算の数字でございます。

もう一点の財政計画との調整をいつごろ行うのかというところでございますが、こちらは、先ほどご説明いたしましたとおり、年度内、素案をつくった後に、内部調整、全体調整を行うこととなりますが、その時点で、新たな財政計画で、今後の財政の中長期的な見通しが出てきますと思いますので、そこで普通建設事業費などの数字を見ながら、公共施設の更新費用などにどの程度充てられるのかというところの数字も見ながら、そちらも一つ検討に加えながら、個別施設計画の案を令和2年度中をもって固めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 私からは住民訴訟の件ということで、今現在2件ある内容でございますけれども、1件は、中学校の建設予定地の廃棄物の問題ということで、現在、控訴を受けておりまして、仙台高等裁判所のほうで係争中となっております。控訴については、29年5月に控訴されたということでございますし、万年の森については、こちらまだ1審での係争中でありまして、29年9月に訴訟を受けたものでございますけれども、現在もなお続いているというところでございます。

それから、弁護士費用のお尋ねがございました。基本的に毎年同じような経費がかかるのかということだと思いますが、基本的には顧問弁護士料としてお願いしているのが年間およそ今ですと90万円

です。それにプラスして、訴訟があれば特別その裁判の対応ということで、準備金としてまず30万円なり50万円なりの範囲でお支払いをして、後は、勝訴すれば成功報酬という形で、それぞれの件をするごとにお支払いをしているという内容でございます。ですので、毎年度、ちょっと金額が違ってまいります。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） 不適正事務処理の案件を受けて、担当部、あるいは担当課のほうでどういう取組みをしているか、あるいは今後どういうふうな取組みをする予定かというふうな質問だと思いました。

先ほど代表監査委員からお話がありましたとおり、奥州市コンプライアンス指針を28年3月に策定いたしましたして、28年7月の政策会議から、この事案の報告、あるいは内容の検証等の取組みを開始し、以降、毎月政策会議において、その事案の検証、発生原因から改善策、防止策等について事案をつぶさに検証しながら、部長級の職員、あるいは行政委員会の事務局長等で構成する政策会議においてこれを検討して、継続してまいりました。

今年度、31年5月、明けて令和元年の5月からは、このリスクマネジメントの分野を独立させまして、リスクマネジメント会議という会議を立ち上げまして、さらに独立した組織として、構成委員は同じなんですけれども、検証の上、再発防止に取り組むような、それぞれ意見を出し合いながら、どういった予防策があるかというふうなところを検証しているところでございます。また、そのための、これまでの事案のストックをしながら、それを掲示板等を通じまして、全庁の職員と共有し、再発防止に努めているというのが現状でございます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） それでは、まず公共施設の個別施設計画、今、年度内にまとめて、素案ができた段階で内部調整、当然、財政の調整をするというご説明でしたが、当時ちょっと、前に聞いたときはこれより少なかったような気がしたんですが、単純に、年間115億円、これ全部やった場合ということなんです、これを例えば半分に統合整理したと、あるいは3分の1にしたとしても、3分の1ということは50億円ですね。そういう大体の目安を設定して個別計画を立てるように指示をするのか、ただ積み上げたやつで、あとそこからどこを削るかというのはそれからの議論になるということなのか、ちょっとそこをお尋ねしたいなど。なかなか、この数字だけ出ますと、今の財政状況の中で、新たに長寿命化のために投入できる金額というのはそんなに多くは出せないのではないかと思えるわけですが、その辺の取りまとめに向けた担当部、所管部への指示事項があったらばお伺いしたいというふうに思います。

住民訴訟の部分ですが、たしか29年度の決算、200万円の弁護士費用かかっているんですね。そうすると、今まで裁判、全部で4つだったか5つだか忘れましたが、この見通しは、令和元年中に結審するのか、まだまだ延びて、この弁護士費用が、これぐらいの規模の毎年支出することになるのか、その辺の見通しをお尋ねしたいと思います。

最後ですけれども、今回リスクマネジメント会議というのを立ち上げたということなんです、ぜひこれ会議にとどまらないようにしてほしいなということとあわせて、せっかく、言葉は悪いんですが、監査委員さんが百三十何ページに及ぶそれぞれの審査意見を述べているわけですから、それに対

して行政といいますか、市側はどのように対応したかというのをやはり検証すると同時に取組状況を報告すべきではないのかなと思うんですが、その点の考え方をお伺いして終わります。

○委員長（今野裕文君） 村上行政経営室主幹。

○行政経営室主幹（村上幸男君） 1点目の個別施設計画の策定に当たって、現在、素案を各担当のほうで作成している状況でございますが、この段階で、ある程度の一定の目安といいますか目標といいますか、そういう数字を示したらいいのではないかというようなご意見でございましたけれども、現在のところは、全体調整のところというふうに考えておりましたが、現在、新たな財政計画について策定検討の作業中でございます。この数字の動向も見ながら、やはりいち早く事前に今の段階で各部にその方向性なりなんなりを示したほうが、次の調整段階で円滑に進むかどうかというところの判断を財政の検討状況とあわせて私どものほうでも判断しながら、必要に応じて早目に数字を示すかどうかというところについてはこれから検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 浦川総務課長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 訴訟の件でございましたが、見通しというお話でございましたが、残念ながら、こちらのほうで判断はできないというものでございますので、いつ終わるかというのはわからないということでございます。

それで、若干説明が足りなかったなと思ったのが顧問弁護士料なんです。顧問弁護士料については、市の顧問弁護士になっていただいて、市のいろんな相談を受けていただくということで、訴訟とは別に、さっきの約90万円というのは毎年払っているものです。これは、恐らくずっとこれからもかかり続けると思います。

それで、あとそのほかの費用として、裁判が起こるとその裁判の準備であったり、そういったもので費用がかかりますよというお話をさせていただきました。29年度もというのは、当初、訴訟が、今1件終わって2件になったからですけれども、3件抱えておりましたので、そういったものもあって、やはりかかっているというものでございます。ですので、これは残念ながら、その費用の面からどうのこうのという判断はできないもの、訴訟がある限りは払わなきゃならないものと認識をしております。

それから、リスクマネジメントの取組みでございました。先ほど部長のほうからはリスクマネジメント会議を新たに起こして、その委員会の中でいろんな取組みをしていますというお話をさせていただきました。ただその会議で事例発表するだけじゃなくて、きのうもちょうどあったんですけれども、今やっておりますのは、そういった事例をもとに、じゃ、直接的なことを起こした原課というのは、もう二度とやらないというのはそのとおりでございますけれども、それを受けて、じゃ、庁内全庁でどんなことに気をつけたらいいかという部分を取りまとめて、もう全庁的に示そうという取組みを今しております。

それから、そのほかにもコンプライアンスの指針に基づきまして、いろんな研修の体系づけをしております。コンプライアンスの指針の中では、適正な事務執行であったり、それから交通安全の法令を守るということ、それから市民に信頼される行政運営をしましょうということ、それからハラスメントを防止しましょうという4つの柱で基づいているのですけれども、それぞれの柱ごとにいろんな取組みを並べて、研修が主になっておりますけれども、例えば、適正な事務執行の面であれば法規担

当の研修会をやったり、それから事務ミス防止の研修会を行ったりといった取組み、そういった研修面への取組み、あとほかにも3つほどありますけれども、それ以外にリスクマネジメント委員会であったり、あとは庶務担当者会議の場において、各課の庶務担当に市のルールを改めて認識していただくというようなきっかけとなる取組みをしております。

それから、そのほかにも、例えば、残念ながら職員の非違行為があったよということについては、全庁に周知をして、しっかりと自分のものとして受けてもらうといった取組みであったり、それから、あとは、どうしても大きいのは職場での指導、通常の業務の中で上司からの指導というものをやっぱり徹底していかなければならないなというような取組みをしているという部分でございます。

そういったものをその柱ごとに結びつけてやっておりますので、確かにその辺の内容については、監査委員さんに対しては、決算監査の前の各部の聞き取りの際にある程度の概要はお話はそのですけども、具体的にこういった件数でという報告はしておりませんでしたので、そういった報告の仕方については少しこれから検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 個別の話、監査意見書に対する回答ということではないんでしょうけれども、今回の指摘といいますか所見についても何点か掲げているわけですね。それは個別の回答ではなくて、受けた行政側としてこういうふうに取り組んで改善しますよと、あるいは改善しましたよという形はとらないんですかと、私はあればいいのではないかと。そうしますと、監査委員さんの指摘されたのが生かされてくるのではないかなと思うんですが、その辺の考えを聞いたかったので、回答いただければと思います。

○委員長（今野裕文君） 新田総務企画部長。

○総務企画部長兼行政経営室長（新田伸幸君） その点については、監査のほうとも十分協議させていただきながら、先ほど総務課長のほうから、監査が主導的に毎年進めている決算のヒアリング等もございますので、例えば、そういう場を捉まえながら報告するとか、やり方等についても含めて監査委員さんと十分検討させていただきます。

○委員長（今野裕文君） ほかに質疑ある委員はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） ないようですので、以上で総務企画部門に係る質疑を終わります。

説明者入れかえのため、暫時休憩いたします。

午後1時25分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後1時29分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

次に、財務部門に係る平成30年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めます。

及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） それでは、財務部が所管いたします平成30年度一般会計及び国民健康保険特別会計の歳入歳出決算の概要について、決算書及び主要施策の成果により主なもの

のをご説明いたします。

初めに、財務部所管事務における平成30年度の取組状況の総括についてであります。

財務部門については、本市の目指す都市像を実現するため、財政基盤の確立が最重要課題となっております。平成30年度決算においては、プライマリーバランスの黒字を堅持するとともに、地方債の残高を着実に減少させております。しかしながら、基金取り崩し額が財政計画を上回るなど、依然として厳しい財政運営が続いております。引き続き歳出の抑制に努め、健全で持続可能な財政基盤の確立に向けた取組みを進めてまいります。

財産運用部門については、新電力との契約、全庁舎のIP電話化により経常経費の縮減に努めてまいりました。今後も効率のよい庁舎管理に努めてまいります。また、旧土地開発公社土地の処分を積極的に進め、第三セクター等改革推進債の償還財源の確保に努めてまいります。第三セクター等改革推進債については、10億円の繰上償還を行い、将来の財政負担の軽減を図ったところであります。

次に、平成30年度において当部が重点的に取り組んだ主要施策の成果及び決算状況について、資料、主要施策の成果に基づき説明申し上げます。

主要施策の成果1ページ、財産管理経費ですが、市が所有する施設の維持管理に関する経費といたしまして、建物保険料、除草等の委託料、建物解体工事費などのほか、旧土地開発公社土地売却収入の減債基金への積み立て、市有地分譲促進補助金などを支出しており、財務部所管分の決算額は5億4,949万2,000円のうち5億4,160万4,000円であります。

続いて、2ページ、本支庁舎管理経費ですが、庁舎の光熱水費、警備や清掃の委託料、支庁舎電話のIP化工事などの経費で、決算額は3億9,217万4,000円であります。

以上が主要施策の成果に記載しております内容となりますが、当部は、主要施策が前述の2項目のみとなっておりますので、さきに提出しております平成30年度奥州市歳入歳出決算書及び決算説明資料にて、これ以外の主な部分をご説明いたします。

初めに、一般会計の歳入についてご説明いたします。

一般会計決算書の13、14ページ、説明資料の10ページをお開き願います。

なお、説明資料の金額につきましては、1,000円未満を四捨五入で表示しておりますので、ご了承願います。

一般会計に係る歳入のうち1款市税の収納状況については、市民税において景気が上向きだったことなどにより収入済総額で136億2,617万8,000円となり、前年度に比較して4億1,191万7,000円、3.1%の増となりました。

主な税目ごとに申し上げますと、1項の市民税の収入済額は60億5,512万円で、内訳は、1目の個人市民税が47億3,311万8,000円、収納率は96.92%、2目の法人市民税が13億2,200万2,000円、収納率は98.62%、2項の固定資産税の収入済額は63億4,959万円、収納率は93.95%、3項の軽自動車税は4億3,544万7,000円、収納率は96.31%、4項の市たばこ税は7億5,946万1,000円、収納率は100%、6項の入湯税は2,656万円、収納率は100%となっております。

15、16ページをお開きください。

6款の地方消費税交付金は22億2,275万円であります。

17、18ページをお開きください。

市税とともに歳入の根幹をなす10款の地方交付税は185億3,478万8,000円で、内訳としましては、

普通交付税が169億1,399万7,000円、特別交付税が16億2,079万1,000円であります。

43、44ページをお開きください。

15款3項1目の総務費委託金のうち2節の徴税費委託金は、県税徴収委託金で1億8,017万7,000円  
であります。

45、46ページをお開きください。

16款の財産収入は、土地建物などの財産貸付収入や不動産売払収入などで、財務部所管分は4億  
6,097万9,000円であります。

47、48ページをお開きください。

16款2項1目1節の土地売払収入のうち、財務部所管分は4億76万3,000円で、そのうち旧土地開  
発公社から取得した土地分は2億1,152万円であります。

49、50ページをお開きください。

18款の繰入金のうち1項1目の財政調整基金繰入金は7億8,214万8,000円、2目の減債基金繰入金  
は12億2,000万円であります。

51、52ページをお開きください。

19款の繰越金は5億2,087万5,000円あります。

59、60ページ、説明資料は11ページをお開きください。

21款1項1目の総務債のうち1節の臨時財政対策債は16億7,450万円あります。

次に、歳出についてご説明いたします。

83、84ページをお開きください。

2款1項3目財政管理費の01財政事務経費は、予算書印刷や財務会計システムに関する経費のほか、  
地方公会計導入に伴う固定資産台帳整備業務委託や財務書類作成支援に関する経費などで1,047万  
7,000円あります。

95、96ページをお開きください。

5目財産管理費の04基金積立金は2億4,783万円で、内訳といたしましては、財政調整基金積立金  
が2億4,576万5,000円、減債基金積立金が206万4,000円あります。

139、140ページをお開きください。

2項2目賦課徴収費の01賦課徴収事務経費は、公図加除修正委託料、固定資産土地評価基礎資料整  
備委託料、賦課徴収等に係る電算保守管理委託料、市税過誤納金還付金などで2億1,423万3,000円  
あります。

143、144ページをお開きください。

03納税奨励経費は、納税貯蓄組合補助金などで813万8,000円あります。

479、480ページをお開きください。

12款1項の公債費は、地方債の元利償還に要する経費として、財務部所管分は94億1,931万9,000円  
で、内訳としましては、1目の元金が89億4,607万4,000円、2目の利子が4億7,323万4,000円、3目  
の公債諸費が1万1,000円あります。

以上が一般会計分であります。

続きまして、国民健康保険特別会計に係る財務部所管分の決算についてご説明いたします。

特別会計決算書の9、10ページ、説明資料は12ページをお開き願います。

まず歳入ですが、1款の国民健康保険税の収納状況につきましては、収入済総額が被保険者数の減、税制改正により18億2,453万円となり、前年度に比較して3億9,727万4,000円、17.9%の減となっております。この内訳ですが、1項1目の一般被保険者国民健康保険税が18億123万6,000円、2目の退職被保険者等国民健康保険税が2,329万3,000円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

21、22ページをお開きください。

1款2項1目賦課徴収費の01賦課徴収事務経費は、市税徴収員報酬、通信運搬費、電算保守管理委託料などで2,326万9,000円であります。2目納税奨励費の01納税奨励経費は、納税貯蓄組合補助金で505万3,000円であります。

33、34ページをお開きください。

6款1項1目一般被保険者保険税還付金の01一般被保険者保険税還付経費は、市税過誤納金還付金で1,268万5,000円であります。

以上が財務部所管に係ります平成30年度決算の概要であります。よろしく審議のほどお願い申し上げます。説明を終わります。

○委員長（今野裕文君） 執行部側をお願いいたします。答弁する方は委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

16番飯坂委員。

○16番（飯坂一也君） 1点、公共工事の発注と施工時期の平準化という点でお伺いします。

関係するとすれば財政白書の5ページに普通建設事業費、このことなどが関係すると思いますが、奥州市において、このことについては今年度から本格的に取り組んでいるものと思っているんですが、進んでいるのかどうか、指標で示していく必要があるのではないかと。そうしたときに、30年度はこのような状況であったと。国交省が、その指標については数値化の仕方などを示しているわけですが、それにのっとった形で示していく必要があるのではないかと思います。その考え方についてお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 羽藤財政課長。

○財政課長（羽藤和文君） 施工時期の平準化についてのご質問でございました。

県の会議等で平準化率の目標値というものも示されているところでございます。当市の平準化率でいいますと、試算上は0.4程度ということで、これ落ち込んでいる第1四半期の平均の稼働件数を年間の平均でどれくらいを占めるかということでございます。全体をならした段階では半分にはちょっと満たないような状況であるということでございます。具体的には、取組みを今後強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 16番飯坂委員。

○16番（飯坂一也君） 今0.4と答えられましたが、この数値を聞いて、だんだんにはこういったのが浸透していくと理解されるものと思いますが、初めて聞いた感じがして、ぱっとは理解なかなか進まないんですが、例えば、月ごとにグラフ化して示していくとか、件数、金額、このような状況であるというのを毎年示していくとか、そういった決まり事をつくって進めていくことで、推進が図られ

るのかなど。また、民間の会社、建設業が中心になると思いますが、そういった民間の会社にとって  
もこのことで奥州市どういう状況かわかってくると思いますが、より具体的なわかりやすいやり方、  
こういったことの検討も必要ではないかと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） 先ほど担当課長が答弁したとおり、実は、やはり年度当  
初、4、5、6、その月がやはり一番工事の発注が少ないということで、どうしてもあと年度末のほ  
うに工事の件数が多くなるという傾向が当然あります。

昨年度あたりからこういった平準化の話、今年度に入りまして、事業者の方々からも要望というよ  
うな形で平準化に取り組んでほしいということがございまして、具体的な取り組みとしては、やはり  
債務負担行為というものを活用していかないことには、4、5、6の部分の事業を今までより多くす  
るということがなかなか難しい状況にあります。

あと、単費ですと4、5、6にすぐ事業を持ってこられるんですが、金額の大きい補助事業などに  
つきましては、なかなかその時期に発注まで至ることが非常に難しい状況がありますので、こ  
れについては、担当するそれぞれの部署とも連絡を図りながら、できるだけ、まず前倒しができるよ  
うな手法を内部でも検討して進めていきたいというふうに思います。その上で、例えばグラフ化とか  
というようなことも後々見えるような形でお示しができたらというふうに考えております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 16番飯坂委員。

○16番（飯坂一也君） こうして毎年決算資料が出てくるわけですが、こういった中にもはっきりと  
数値が入れられるような形にしてもらいたいと思いますが、その点についてはどうなんでしょう  
か。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） 今年度は、県のほうで発注者協議会というようなことで  
説明があったんですが、まだ実は県のほうでもその取組みの具体的な進め方の部分については、債務  
負担行為の部分については取り組んでいくということですが、例えば、柔軟な工期の設定であ  
るとか、速やかな繰越手続、積算の前倒しとか、あと早期執行のための目標設定というような取組み  
の方法については述べているんですけども、なかなか実際問題とすると、やはり非常にいろいろ難  
しい部分があって、そのとおり、すぐそれだけで改善が図られるというふうにはちょっと思っており  
ませんので、この部分については、やはりもう少し内部、財務部だけではなくて、それぞれ業務を  
発注する庁内の所管する部署がありますので、その部署とどういった手法が一番いいのか、それを改め  
て調整した上でぜひ進めて、ただ、公表の仕方といいますか、どういった成果になったのかという手  
法についてもあわせて検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 12番廣野富男ですが、先ほど同様の決算審査意見書の資料に沿って6点ほど  
お伺いをいたします。

まず、ページと項目だけお話をします。

2ページに審査意見がありまして、そこに地方債と元金償還の記述があります。この点についてお

伺いをします。

3 ページですが、歳入に見合った規模の歳出抑制の記述がございますので、この点について伺いをいたします。

次に、15ページですが、市税の不納欠損の事由等の表がございます。これについて伺いをいたします。

4 点目は、16ページの市税収入未済額の内訳の部分で、納税組合の関連をちょっと伺いいたします。

5 点目は、21ページに財産収入がございまして、土地建物の貸付け、未収金の部分が記載しております。この点について伺います。

最後の6 点目は、50ページに有価証券の株の一覧がございます。この点について伺います。

最初に3 点伺いして、その後に残りを伺うということにしたいと思います。

まず、2 ページに記述されている地方債と元金償還の記述であります。ここでは、61億円ほどの地方債発行に対して約118億円の元金償還で借金が減っていますという記述をしております。

恥ずかしいんですが、ちょっと教えていただきたいと思います。単純に差し引きをしますと57億円が余計に償還をしている、要は借金を減らしているというのは、これはこの記述でわかるんですが、そうすると、この57億円というのは、聞き方も悪いんですが、どこから見ているお金でこの57億円を償還していくことになっているのか、それをお伺いしたいと思います。

次の3 ページに、歳入に見合った規模の歳出抑制という、こういう記述がございます。直近では、年間大体600億円前後の予算規模になっているんですが、奥州市では、これは監査委員さんのほうのご意見、もしあれば伺いたいんですが、本市の適正な予算規模というのはどこら辺というふうにお考えになっているのかお伺いしたい。というのは、先ほどの公共施設の部分もありますし、それ以外にも、例えば水道とか、もろもろ今後歳出がふえる、これは当然指摘されているわけですが、そのときに、どんどん歳出がふえていくのではないかというふうに懸念されることから、あえて伺いするものであります。

3 点目は、15ページの市税の不納損金の部分でございますが、ここの市税納付の損金の事由で、合計で377件不納欠損しましたということでございますが、これは税がダブっている、個人であれば1人で住民税があたり固定資産税あたりとあると思うんですが、実質の件数というのは押さえているのかどうか、もし一個人、一法人が複数の税が滞納している場合の収納対策というのはどのようにされているのか。恐らく市税が滞納するということは、それ以外の使用料等も当然滞納しているのではないと思われるんですが、その辺の連携とか対策というのはどういうふうに講じられてきたのかお伺いをしたいと思いますし、あわせて、財産皆無が198件ございます。これは滞繰じゃないですよ、現年分ですよ。現年分で、要は30年に賦課されて、30年に徴収できなくて不納欠損にした数字がここにあらわれているという理解でいいですよ。ちょっとそこ教えてください。

それで、今、財務部で捉えている財産皆無という基準、昔は変わってはいないと思うんですが、現年分だとすると、ちょっと金額が大き過ぎるななんて思ったものですから、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 当局側の答弁の前に休憩をしたいと思います。2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後2時13分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

12番廣野委員に対する答弁をお願いします。

千田代表監査委員。

○代表監査委員（千田 永君） いただきましたご質問が、適正な奥州市の財政規模についてどのように考えるかということだと思いますが、直ちに何百億円台というふうなことを申し上げるのが難しいところがあると存じます。

ただ、標準的な行政サービスを持続して提供していくという観点でどのぐらいがいいのかなというところで決まっていくのではないかなと思います。それで、その際には、類似団体であるとか、あるいは県内の近隣の市、そういったところと比較しながら、大体こういうレベルというのがおおそ絞られてくるのではないかなと思います。

ただ、その場合であっても、歳入と歳出のバランスがとれるように配慮しながら推計していくというふうなことで、おのずと大体絞られてくるのではないかなと、そのように理解しております。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） それでは、私のほうからは、地方債の償還の財源についてお答えをいたします。

償還の財源がどこからということですが、市税等の歳入、そして交付税の部分でもございますし、あと、その中で不足する部分については財政調整基金、そういったものも財源になるということでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） それでは、不納欠損についてご答弁申し上げます。

不納欠損と申しますのは、議員さんご承知のとおり、基本的に、まず執行停止をかけた3年経過で徴収権が喪失して不納欠損に至るとというのが主な理由でございます。

その理由に、滞納処分に執行停止の要件として、滞納処分する財産がない、それから滞納処分することにより生活困窮となる、それから納税義務者の居所が不明、さらに財産も不明であるという、この3点が要件となっております。この要件が、そのまま財産皆無、生活困窮、行方不明という形で計上していくものでございます。

税目について、当然個人でダブっているものがございますけれども、合計件数377とありますが、実人数にしますと317人でございます。それから、今申し上げましたとおり、複数の税目にまたがって滞納を抱えている滞納者の方が当然いらっしゃいます。その方々の対策ということでございますが、複数であるからとか、1つの税目だからという特別な取り分けはしてございませんので、通常の滞納整理の手続をもって進めてございます。

まず、丁寧な納税相談をすると。それによって分納計画をたてまして、それに基づいて納付いただくと。さらに、その部分が履行されないと申しますと滞納処分ということに進めていくものでございます。

それから、財産皆無の考え方ということでございますが、財産につきましては、そのとおり不動産それから動産、それから債権という形であるわけでございますが、この不動産の考え方で、不動産がないという判断をする場合に、その不動産が換価価値があるかどうかと、お金にかえて税に充当することができるかどうかということが判断基準となりますということでございます。

それから最後に、この不納欠損につきましては、今、先ほど申し上げましたとおり、主に執行停止による部分が多いこともありますが、結果的に、30年度のみ欠損ということでございませぬ。基本、滞納分も含んでの欠損ということになります。どちらかという滞納の分が多いということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） それでは、最初に監査委員さんに適正規模の考え方、たしか北上市の31年でしたか、令和元年というのか、たしか500億円には届かない予算規模だったと思うんですけども、人口的に言えば2万人から3万人違うからその程度と言われればそれまでですが、個人的にはちょっと多いのかなと、膨らんでいるのかなという気がして、抑制するべきではないかなと思ったりしたものですから、あえて伺わせていただきました。もし、後で結構でございますから、私見で結構でございますから後でお教えいただきたいというふうに思います。

地方債と元金償還の部分ですが、今のお話ですと、財源は市税、国保税、あるいは財政調整基金と……

〔「交付税」と呼ぶ者あり〕

○12番（廣野富男君） 交付税、それと財政調整基金ということですが、この差額分というのはどうなんですかね、30年度だけですか、この57億円の差があるというのは。これはだんだん広がっているんですか、狭まっているんですか。というのは、私が懸念するのは、借金返済するときに、恐らくどこかにしわ寄せ行くのではないかと、要は57億円分が、本来市民サービスに供すべき、例えば社会保障だったり、あるいは普通建設費だったり、そういう住民サービス、本来すべきものが返済するために他の事業が圧縮させられているのではないかと懸念といいますか、そういう思いがあったからあえて聞いたわけですけども、これは確かにプライマリーバランス、黒字化という話もされましたし、持続可能な市政運営ということもありました。

私、わからないんですが、持続可能な市政運営というのは、未来の人の住民のニーズもだが、現在のニーズも満たさなければならない、そういう財政運営というか行政運営だというふうに言われているんですが、例えば、圧縮するために57億円、本来使うべきものを圧縮しているのだとするとどうなのかという素朴な疑問があったんですからお尋ねをいたしました。もし何かコメントがあればお願いいたします。

あと不納欠損の件でございます。これは市税間の部分については、当然財務部が所管していると思うんですが、中には、例えば保育料とか住宅使用料とか、あるいは幼稚園のそういうのが皆絡んでいるんじゃないかなと思うんです、この滞納分を整理するときに。

以前、滞納整理対策室、何か各課、横の連携で取り組んだ経過があったように記憶しているんですが、今はそういう取組みをしながら対応されているのか、今、回答のように、いまだ個別個別にそれぞれの担当課の判断で不納欠損するという対応をされているのかどうかをお聞きしたくてお伺いした

ものであります。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） 結論を申し上げますと、各課、担当で担当しているということでございます。

ただ、納税相談の段階でそういう情報が得られた場合には、当然ほかの課にも情報提供はしてはいただきますけれども、原則として各課の対応ということでございます。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） それでは、私のほうから、起債償還、今後、現状については償還額が大分多いという状況ですけれども、この借りるほうとの差額が今後どうなっていくかということですが、基本的に、公債費につきましては今後徐々に減ってはいく方向で考えております。

当然、公債費が多い部分というのは、他の事業への圧迫がないとは言えないと思います。その部分をできるだけ減らすために財政調整基金というものを活用して、今、収支均衡のレベルまで何とか持っていこうというふうに行っているところです。

当然、そういうレベルまで持っていくためには、プライマリーバランスの黒字ということで、借りるほうと返すほう、返すほうを多くして起債残高を減らしていくと、それが将来的には持続可能な財政基盤の確立というものにつながるということで、今そういった考えのもとに、基金残高を減らす努力をしておりますし、今回、例えば土地のほうの基金の部分についても繰上償還をしたりして、残高を減らしたことがあって、今回特に借りる部分と返す部分の差額が多かったという状況になっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 地方債の部分ですが、今後その公債費が減ると、恐らく徐々にであるけれども、返済はしていくけれども、その減るぐあいは少なくなっていくという理解でいいんですよね。当然、他の事業費を圧迫せずに償還をしていくということは、地方債残高は減っていくけれども、償還額は今よりは圧縮されていくよという理解でいいのですよねということです。

ことし財政計画を立てられる、そしてさまざまな借財をしながら今までの積み残しの事業もしていかなくちゃいけないということなようですから、その辺は、今回の財政計画つくる際、さまざまなシミュレーションを描きながら、希望の持てる財政運営をぜひしていただきたいなというふうに思います。

それと不納欠損の部分であります。私は、不動産以外はほとんど、それぞれの使用料とかについてはそれぞれの担当部で、また私、個別には何うんですが、私、同じ世帯、同じ人が、全ての税目、使用料が恐らく一緒に滞っているんだろうなと思うんです。そのときに、やはり情報共有をきちんとされて、個別に処分するのではなくて、市全体として処分する、要は全税目、全使用料含めてやっていかないと担当部のそれぞれの判断で処理をされるというのはいかがかなと思ったものですから、これは特に回答は要りませんが、そういうこともぜひ検討されて、平等に負担をすると、当然その賦課基準があって賦課をするわけですから、ない人はないなりに税はかけている、使用料は取っているわけですから、当然担税力あった上で賦課しているわけですから、今度は、不納欠損するときは、

きちんとした基準をそれぞれ統一して対応されたいなど、それが、もって財源の確保につながるんだろうなというふうに思いますので、ぜひその点お願いいたします。

次の項目に移りますけれども、16ページの市税収入未済額の内訳のところ、徴収率は上がっています。収納率は上がっています。

ただ、一方、たしか納税組合が、来年でしたか再来年でしたか、補助金がなくなって、ほとんど解散されるという動きがあると思うんですが、その後の対応、前に聞いたときに、納税組合さんが収納に努力していた対応策を補助金廃止後に検討するという話はあったんですが、その辺の検討は財務部で、納税貯蓄組合がなくなった後の対応策というのは何か今まで考えてきたかどうかというのをお尋ねしたいと思います。

次に、21ページの土地建物貸付収入の収入未済額の内訳というのがあります。これもあれですか、過年度分含んでいるということですか。これは現年分という考え方ですか。

それで、ちょっと疑問に思ったのは、土地を貸してください、建物を貸してくださいということで貸しているのが、額が大きいと思うか小さいと思うかわかりませんが、なぜこれが未済となるんでしょうかと、これの理由をちょっとお尋ねしたいと思います。

最後、50ページの有価証券、要は株券ですが、水沢ガス以下、何件あるんでしょうか、20件ぐらいあるんですか。総額で3億5,592万5,890円の株を取得しているということですが、当然、株ですから配当があると思われそうですが、1年間に市に入る配当総額って幾らなのかと。あわせて、ここで株で一番大きいというか、上から4つ挙げますと、いわちくさん、水沢テレビさん、ひめかゆさん、江刺開発振興さんがあるんですが、それぞれの配当額が幾らなのか、わかりましたらばお教えいただきたいと。

それと、あわせて、ここに少額株券があります。どこが小さいかという、三菱マテリアルというのが3,550円の株券です。みずほフィナンシャルグループ1万円、甚だしいのは関西電力株式会社が500円、この少額の株を持っている理由は何なんですか。お教えください。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） それでは、納税組合の件についてお答え申し上げます。

そのとおり、納税組合におかれましては、納期内完納とか、あとは納税意識の啓発活動というところで大きな成果を上げていただいております。しかしながら、令和2年までの補助金ということで決定してございます。令和3年からは補助金がなくなるということでございます。補助金はなくなり、当然、組織自体もなくなっていくんだろうなということで、これから連合会とも協議しながら、どのように終息していくかというところを検討中でございます。来年の6月の総会には提示しながら進めていくということでございます。

それで、納税組合にかわる徴収維持の方策ということでございますが、具体的には今考えは持っておりませんが、これについても連合会と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） それでは、先ほどの前段のご質問、起債残高の関係ですが、残高も減りますし償還額も減っていくという方向にあります。

そして、あと有価証券の関係ですけれども、配当の総額については、決算書の46ページのほうに載っております。株式配当金というのでございます。362万1,535円ということで、ただ、それぞれの株を市が取得した経緯というのは、それぞれ所管する部署でのいろんな手続の中での取得になっておりますので、ちょっと管理している財産運用課的には、その理由を全部掌握していないという部分がございます。あと、ある程度大口の部分の配当ですけれども、一番大きいのが、江刺開発振興さんが131万2,500円と水沢ガスさんが75万円というような形の、あとは大体20万円から10万円ぐらいというような金額となっております。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 高橋財産運用課長。

○財産運用課長（高橋 功君） すみません、ちょっとお聞き苦しい声で申しわけございません。

それでは、まずは土地建物の貸付収入、収入未済の過年度分が現年分かということですが、これにつきましては、過年度分でございます。

借りているもの借りていてどうしてお金が納まらないのかということですが、それぞれご事情があるようでございまして、なかなか担当のほうから直接交渉するんですが、納まっていないといったケースもございまして、あとは、ちょっと倒産してしまった会社の倒産前の滞納分とか、そんな部分もあったりしまして、そういった額が出ているところでございます。

以上でございます。

[発言する者あり]

○財産運用課長（高橋 功君） 少額のものにつきましてはの持っている理由ということなんですが、すみません、こちらにつきましては、それぞれ証券を持っている担当部署のほうがございますので、そちらのほうから確認して、後刻ご報告させていただきます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 納税貯蓄組合の補助金の件でございますが、たしか2年前でしたか、請願が陳情あって、存続してほしいだったかな。結局は、そのときは存続しないとあったんですが、そのときに、いずれ納税貯蓄組合連合会、あるいは組合の交付金廃止後については、前任者は納税貯蓄組合にかわる組織、あるいは対策を講じると、たしかあれは常任委員会でしたか議場でしたか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういう回答をしているんですが、そうすると今の話ですと、納税組合がなくなった後の対策は何ら講じていないと、これから対応するというふうに理解してよろしいでしょうか。

税収は、確かに好調で伸びているから収納率も高いと思うんですけれども、いや、これが本当にこの95%、96%の収納率が本当に確保できるかといった場合に、私は原課をもう少し、税を確保する立場、部署ですから、それがきちんと対応を講ずるべきだと基本的には思うので、その辺もし、今、来年6月までには示したいという回答を受けましたから、それはそれで結構ですけれども、これはもう少しスピーディーに対応していただきたいなというふうに思っております。

それと、財産収入の部分の土地建物の貸付け、倒産、過年度分だという話ですけれども、これ収入未済、あれですよ、調定額でないですよ。要は、あくまでもこれは過年度分含めて、現年分含めてこれだけあるよということですよ。この300万円何がしがあつたよということですよ、ここの表示はね。

そのときに、倒産があるというのであれば、倒産して支払い能力ないんじゃないのですかと、本来であれば、適正にするのであれば不納欠損処理すべきじゃないのですかと、それは全然しないと。その辺、どうも一貫性がない、財務部内部ですよ。この辺どうなんですか。ここのある件数はわかりませんが、これを納められる人なんですか、納められない人なんですか、納める気がないんですか。そこをきちんと調査して、必要に応じて滞納処分するなり、あるいは、不納欠損も滞納処分の一つですからあれですが、そこら辺の方向はどう考えているのか、そこを確認させてください。

最後ですけれども、有価証券の管理のことなんですけれども、今部長は、それぞれ歴史があって、合併前にそれぞれ所管で取得したのでよくわからないということなんですけれども、市の管理としてそれでいいんですかね。これ監査委員さん、何か所見ありますか。私、財務なら財務、あるいは会計なら会計がきちんと市が所有している債権がどこにどうあって、幾らの配当があって、それをどう管理するかと。あるいは、その先ほど少額の株券については500円ですよ。持つ意味があるんですか。こういうやつを担当に任せるといふのはいかがなものかというふうに思うのですが、監査委員さんでもいいですし、担当部でもいいんですが、伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） 納税貯蓄組合の関係については、後ほど担当課長のほうから答弁をいたします。

私のほうから、まず財産収入、土地建物の関係で、税であれば滞納処分、そして執行停止、そして不納欠損という手続があるわけなんですけれども、この部分は税とは違う部分になります。ですので、同じ処分の経過をとれないという事情があって不納欠損ができないという状況でございます。

あと、有価証券の部分、管理については私どもでやっておりますし、ですが、取得目的の部分については、それぞれ所管する部署で当時取得した経過があって、取得目的についてはわからないという、先ほどは答弁をしたつもりでした。きちんとした有価証券そのものの管理は、財政課と、あと会計課のほうできちんと管理をして保管をしているという状況でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） それでは、納税貯蓄組合の関係でございますが、かわる組織をとという話が出されましたけれども、まことに申しわけございません。この部分について前任者からちょっと引き継いでおらなかったもので、この部分を含めまして、連合会の役員会がございまして、早速、協議して検討して進めてまいりたいと、異論のないように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 小沢市長。

○市長（小沢昌記君） 納貯組合の件は、かわる組織をつくるということで約束しているものではなく、収納率が下がらないような仕組みを考えようということで、今その思いで課長はお話ししたと思うんですけれども、今の言葉尻だけだと新しく組織をつくるというような表現にも聞こえかねなかったもので、いずれ収納率が下がらない方法については、今後、連合会等と十分に検討してまいりたいというふうな考え方であるということでご理解をいただければと思います。

○委員長（今野裕文君） 千田代表監査委員。

○代表監査委員（千田 永君） 有価証券の管理について一言申し上げたいと思います。

この決算審査に先立って、監査委員のほうでは、各部の方々に来ていただいて、当年度の決算の内容について、レクといたしますか説明をお願いして、いろいろわからないところをお聞きしたりしております。

そういう流れの中で、ただいま話題になりました有価証券の件についてもちょっと話題にしまして、財務部さんのほうと各事業部さんのほうとの関係はあるようでございますけれども、財務部さんのほうを中心になって、そういったものをきちんと管理といたしますか、説明できるような対応をしていくことが望ましいのではないだろうかというふうなことは申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

ただいま話題になっておりましたけれども、決算書144ページの納税奨励費、納税貯蓄組合、市長のほうからもご答弁いただいたところではございますけれども、やはりその点が1点と、それから2点目が、主要施策の1ページの旧椎名邸の財産管理経費についてお伺いしたいというふうに思います。

納税奨励費ですけれども、市長からもご答弁いただいております、時代の変化とともに、納税貯蓄組合の役割、そして補助金もなくなるということでもあります。しっかり納めたからご褒美あげますよということではなくて、それぞれ納税者がしっかりと税金を納めると、その意識をしっかりと持っていただくと、みんなで一緒に納めましょうよというような意識ではなくて、また、納めたからって奨励費をいただくということではなく、これから補助金がなくなってくるので連合会の皆様とよく話し合いをしていただきながら、納税率が下がることなく、きちっと納めていただくというのが基本です。税金を納めなければならないということになっておりますので、その辺の意識の徹底をしていただくということが重要ではないかというふうに思いますので、もう一度お伺いをしたいというふうに思います。

それから、財産運用についてですけれども、旧椎名邸につきましてご寄附をいただいております。駐車場として使用されているようですけれども、このような地域の皆様とお話し合いをして駐車場ということになっているようですけれども、功労者としておられます椎名邸の跡地の利用についてどうあるべきかということをしっかり検証されたのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。そこには銅像等もございますので、今後どうされるのかお伺いをしたいというふうに思います。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） まず、納税貯蓄組合の関係ですけれども、連合会のほうとは、補助金については、まずなくなるよということについては大分前にお話をしてご了解を得ております。組合によっては、既に解散をしている組合もございますが、現在まだ残っている組合がございます。

今お話があったように、その役割というのは大分発足当時とは変わってきておりますが、やはり今お話があったように、納税意識の徹底という部分については、非常にこれからも大きな役割を担っていただけるのではないかとこのように思いますので、今後、まだ何回かいろいろ相談をする機会がございますので、その中で話し合いを進めていきたいというふうに思います。

あと旧椎名邸の部分については、財産運用課のほうで駐車場として整備をしたという経過がございます。

ます。市の中でもいろいろ当時、市に寄附をしたいという申し出があった際から、いろんな部署がかかわってきておまして、駐車場を整備する際にも財産運用課のほうからも駐車場を整備することについてご説明をして、ある程度地域の方の了解を得ています。その後、地域としてどのような活用をしたいかについて市のほうに申し入れをする方向で、その窓口については政策企画課になっている状況ですけれども、地域側から具体的な活用の希望というのをまだ今のところいただけていないというお話は伺っておりますので、今後、地域と具体策の協議について詰めるように確認をちょっととりたいたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

まず、納税奨励費ですけれども、補助金として、事務費に関しては法的にも出してもいいですよということになっているので、適正な補助のあり方も必要かというふうに思います。ただ、ご褒美はありませんよということになるんだと思いますので、その辺、よく理解していただきながら今後進めていただければと思いますので、もう一度伺いをいたします。

それから、旧椎名邸のあり方ですけれども、いや、残念だと、どうしてこういうことになるんですかというような声も聞かれています。そこにあった銅像どうするんですかというようなお話もありまして、水沢江刺新幹線駅の大功労者であります椎名先生でありますので、どうあるべきかということをもう少し市民に納得できるような形でお話し合いも必要ではないかというふうに思いますけれども、市長、どうでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 小沢市長。

○市長（小沢昌記君） いつ、どなたから出た話ですか。いや、それは聞いてもお答えできないんでしょうけれども、私どもとすれば、特にあの近辺の方々とは、椎名先生にゆかりのある方々と十分に話をした上で、そして、あの端の場所になりますけれども、銅像をちゃんと建立できるような場所をつくり、そこに銅像を建立させていただき、そして、地域の皆様にもご利用いただけるようなということで、さらに使い勝手は考えていかなければならないわけでありまして、いろいろとお気持ちを寄せていただいた方々、100%ではないのかもしれませんが、一定の分のご理解をいただいてあの整備をさせていただいたというふうに私は報告を受けているところでございます。

その上において、今委員がお話をされているということであるとすれば、それは丁寧にしていかなければならないわけでありまして、どうもその詳細がわからない上で、どうするんですかというふうに言われても、今担当課のほうとしても、あと私個人としてもそのことに対して何らかのご要望、あるいはご懸念、苦情というふうなものが届いていない状況でありますので、あれば、それは無視するつもりはございませんけれども、内容を精査し、そして、なるほどというふうにな納得できる内容であれば、そこはしっかりしていかなければならないということではありますが、あの整備をしたときに、椎名先生とともに活動された当時の支持者の方々からは一定のご評価をいただいたというふうに私は思っておりました。なので、今その話をされたということは、きっと委員に対して、かなり大きな声で何だというようなお話が当然あったとすれば、これは後刻、また具体をお知らせいただき、そして、よりよき方法を考えていかなければならないのではないかとこのように思いつつお聞きしたところでございます。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） 補助金の関係でございますが、委員ご指摘のとおり、事務費の実費分を現在補助金として交付しているという状況でございます。これの補助金については、関係資料として領収書の写し等の添付を義務づけてございます。そういうことで適切に処理してまいりたいと思えますし、説明会の際にもその部分についてはしっかりと指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 納税奨励費につきましては了解いたしました。

旧椎名邸の件でございますけれども、地域の方々としっかり協議をされて駐車場になったというところは理解をしております。あの銅像を今後どうするのですかと、そのままですか、それとも駐車場の関係でちょっと位置がずれてきておりますけれども、今後どうするのでしょうかというようなことでしたので、どのように対応されるのかと、今後どうされるのかというようなことをお伺いしたいというふうに思っておりました。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） 駐車場整備については地域もご了解をいただいているということですので、その銅像の部分、今後どうするかということですが、地域のほうから、今政策企画課のほうと調整しているのは、駐車場そのものを、例えば、吉小路の回遊のために大型のバスがとまれるようなことの検討とか、そういったことの調整をするようなお話を伺っております。そういった中で、政策企画課と当部の財産運用課もその銅像の部分をごどのようにするかという部分について、あわせて地域とご協議をこれからしていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 小沢市長。

○市長（小沢昌記君） 前段の部分の私の少し発言が強かったと思います。そういうふうな話があるのは私までは通っておりませんでした。

私とすれば、功労である椎名先生の土地というふうな分では、長く検証すべき方途をしっかりと考えていかなければならないと、今この議場でその話を聞いたものですから、何か消えてなくなるようなことがあってはならないと、これは当然功労者でありますので、そういうふうな分の検証ができるようなしつらえは当然なされるべきだというふうに思っております。

議場でこの話を逆にいただきましたので、皆さんにおわかりするような形の中で、現市長とすれば、そういうふうな経緯をもって、そこはしっかりと対応していきたいという検証もしつつ、そして現状にもいいような方向で考えたいと。邪魔とか邪魔でないとかというレベルの話じゃなくて、これはなければならぬものだという、そういう思いでいるということだったものですから、私とすれば、もうその思いだったので、なくなるなんていうことが全く考えてもいないような話だったので、多分そうはならないと思うんですけれども、あえて、これはこの場で明言をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

○委員長（今野裕文君） ほかに質問される方は何人いらっしゃいますか。

それでは、3時15分まで休憩をいたします。

午後2時59分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後3時15分 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

1番小野委員。

○1番（小野 優君） 1番小野です。

特別会計決算書のほうにあります229ページからの公有財産についてお伺いします。

2月の小野寺重議員の質問でも遊休資産の処分、利活用についての質問がありましたが、その後、具体的に順次進めるということでしたけれども、どのように進んできたかを教えてください。

○委員長（今野裕文君） 高橋財産運用課長。

○財産運用課長（高橋 功君） それでは、お答えいたします。

市の持っています、主に今回は土地でしたけれども、8月下旬にホームページのほうで重立った今まで買われてきた傾向から、立地とか面積とか、そういったのを参考に13カ所ほどお示しさせていただきまして、そちらのほうで、まずは反応を見ているところでございます。

○委員長（今野裕文君） 1番小野委員。

○1番（小野 優君） 土地のほうで順次進めているということでしたけれども、その後、建物の売却、もしくは貸し出しているところも考えられると思うんですが、その辺の検討は今後進められていくということはあるのでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 高橋財産運用課長。

○財産運用課長（高橋 功君） 建物につきましても今のところ耐用年数というところで貸出しできないというところの線を引かせていただいております。そういったところも建物の状況を考えて、できるとか、そういったところに踏み込んだ形で、物件、一軒一軒をある程度考慮した形でも見られるような形でできないかということも含めてちょっと検討を進めておるところでございます。

○委員長（今野裕文君） 11番千葉委員。

○11番（千葉 敦君） 11番千葉敦です。

一般会計等決算の参考資料、それから一般会計の決算書、国保税の決算書、それぞれなんですけれども、市税と国保税の決算の参考資料では3ページの収入未済の状況、6ページには国保税の収入未済の状況、そして一般会計の決算書は13ページの市税の滞納繰越分、そして国保の特別会計のほうは別冊のほうの9ページの国保税滞納繰越分のそれぞれ額は書いてありますけれども、先ほど12番委員の質問でも滞納のことについて触れられておりましたが、まず、滞納になった方に納税相談をした上で分納、そして、それもなかなか進まない場合には滞納処分に至るという説明がありましたけれども、例えば、納税相談は年間でどれくらいなのか、そして滞納処分に至った件数というのはどのくらいあるのか数字を教えてください。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） それでは、納税相談の件数でございますが、通常業務の中で行っていきまして、特段、納税相談の数を把握はしてございません。

それから、滞納処分の件数ということでございますが、差し押さえの件数という理解でよろしいでしょうか。

そのとおり、国保税、それから一般税、ダブリがございます。まず全体で申し上げますと、不動産差し押さえ4件で1,086万4,000円、動産、件数は3件でございます。722万9,000円、債券1,120件、3億3,517万3,000円でございます。一般税で申し上げますと、不動産差し押さえ4件、795万1,000円、動産3件、423万2,000円、債券963件、1億5,314万4,000円、国保税、不動産2件、291万3,000円、動産3件、299万6,000円、債券629件、1億8,202万9,000円。

なお、国保と一般税、合計すると、先ほど申し上げました全体の数よりオーバーしますが、この部分についてダブっているということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 11番千葉委員。

○11番（千葉 敦君） 滞納した場合、納税相談してということは当然わかるわけですが、納税相談をしなきゃいけない、督促状とか催促の電話であったり文書送付された場合に、負い目もあってなかなか相談に行けないと思っているうちに滞納処分になってしまったという、そういう話を聞くことがあるわけですが、やはり滞納処分、差し押さえに至るまでどのくらいの間隔なのか、余り、本当にそういう納税者、市民の感情とか気持ちをどこまで察しておられるのかというのが、そういう疑問があるわけですが、それについては機械的に、ある程度期間たったから、相談がないから差し押さえしてしまうというふうに行っているのではないかなという危惧をするわけですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） これにつきましてもケースバイケースでございます。一斉にする催告は年に2回行ってはございますが、ケースバイケースで、その間に差し押さえ予告とか、そういうのも含めた催告書は送付してございますし、あとは徴収員が各戸を回る場合がございますので、そのときに話をしたり、相談ではございませんけれども、話をしたり、差し置きの手紙を置いてくるといったようなことで、できるだけ丁寧な納税相談を心がけております。

その上で、どうしても連絡もない、納付計画を立てたけれども、なかなか理由もなく履行されないという場合には滞納処分せざるを得なくなってくるので、その場合に実行しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 27番及川委員。

○27番（及川善男君） 関連で1件、その他2件お伺いします。

まず、今の差し押さえの件なんですが、生命保険の差し押さえはどのくらいありますか。お伺いします。いわゆる差し押さえをして換価したのはどれくらいあるのかお伺いします。

それから、2つ目は、財務部長は競馬対策室長も兼務されているようですのでお伺いします。一連の競馬の事件は収束したのかどうか、どのように見ておられるかお伺いをいたします。

それから、私がかねてから、こうした事件を未然に防ぐ上でも、いわゆるプロパー職員、専門職員を強化しなければ対応できないのではないかというふうに考えてきたわけですが、その辺の対策はどのようにとられているか、その考えをお聞きいたします。

3つ目の問題は、滞納者からの取り立ても大事なんですけれども、私は、やっぱり国等に対してきちっと財源確保の要求をしていく必要があるというふうに考えております。

過般、何回か少しずつお話してきたんですが、今回質問するに当たって、一関市との、いわゆる交付税の動向について調べてみました。

一関市は、奥州市とほぼ同時期に合併して、人口も、あるいは行政区域面積もほぼ似通ったところではありますが、残念ながら決算カードをまだ30年はできていないので29年度分で見えますと、普通交付税で、一関市と奥州市の場合、約56億円以上の開きがあるんですね、一関市が56億円多いと。この傾向は、過去の状況を見えますと、ほぼ同じような状況で、いわゆる合併直後の平成19年度を見えますと19億円ぐらいの開きなんですね。それが、年月が経るにしたがって、このように交付税の交付額が一関市と奥州市では大きく開きが出てきていると。過疎地指定などの条件はあると思うんですが、これらの原因はどこにあるというふうにお考えですか。詳細、教えていただきたいというふうに思います。

私は、極力、交付税の一定の算定基礎があってできないのであれば、さまざまな事業による補助金だとか、そういう形で国等に対する合併市である奥州市に対する財政支援を強く求めていく必要があるというふうにも考えますのでお伺いします。

○委員長（今野裕文君） 及川財務部長。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） それでは、私は競馬の関係について、まずご説明をいたします。

まず1点目ですけれども、事件は収束をしたのかということですが、これまでの競馬組合のほうのいろんな会議の中でやはり話題になっております。もちろん収束ということではないんですが、今、警察での、例えば捜査の状況とか、そういったことの質問も出されるわけですが、その部分、具体的な捜査の進展状況というのは、やはりお答えできないということで、私どもも今どういう状況にあるか、詳細についてはちょっとお答えできかねるというような状況でございます。

いずれ昨シーズン、14回でしたか、14日間中止をせざるを得ない状況がありましたけれども、今シーズンについては、これまでそういうことがない状況が続いておりますので、引き続き緩むことなく、安全に競馬が開催できるように、私どものほうからもお話をしていきたいというふうに思います。

あともう一点、やはり安定した競馬運営のためには専門の職員をもっとふやしていったらというお話です。これについても競馬組合のほうで、プロパー職員の採用を昨年度、何人かやっておって、体制強化に努めているという状況でございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） それでは、生命保険の差し押さえについて答弁したいと思います。

全体で差し押さえした件数は10件、金額として662万3,000円となっております。生命保険の差し押さえにつきましては、納期内納付している方との公平性の観点から、貯蓄性のある生命保険については差し押さえということになりますが、その際、掛け捨ての保険のほうにというような指導はしてございます。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 羽藤財政課長。

○財政課長（羽藤和文君） 私からは、一関市との普通交付税の比較の部分でお答えさせていただきます。

まず、先ほどお話ありました56億円ほどの開きという部分につきましては、こちらのほうで持っている30年、31年の数字も大体そういった形での開きになっております。

特に大きい要因といいますと、先ほどありましたように、公債費の交付税措置ということでございます。特に過疎債ということで、これについては約28億円ほどの交付税バックの開きがあると思えます。大きいものがそれと、あとは、今ありませんけれども、地域総合整備事業債というのが過去にありまして、その交付税バックの部分も10億円ほど一関市のほうが多いというふうに捉えております。

一関市については、全域が過疎地指定になっているということで、この過疎債というのが充当率100%で交付税バック80%と、大変有利な起債になっております。この起債を県の枠配分の中でも一関市さんについてはかなり手厚く配分されておりますので、その部分が大きいと、そういった事情で、全体の交付税の部分が開いているということでございます。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 27番及川委員。

○27番（及川善男君） 生命保険については、実情はわかりましたが、ぜひ、最後の命綱なわけですから、安易に差し押さえして換価することのないようにしてほしいと思えます。

それで、もう一件だけ。いわゆる延滞税、遅延損害金、延滞税で差し押さえしている件数というのはわかりますか。わかったら教えてください。わからなければ後で示してほしいと思えます。

競馬のほうは、形態的にプロパー職員で強化されている、何になってきているのですか。毎年そういう方向で今後強化していくということになっているのかどうか。私は、これが今までずっとやられてこなかったことも大きな要因ではないかと思えます。

実は、かつて競馬組合にいた部長の方々と面識もあるものですから、そういう中での話もいろいろありました。ぜひこの点は、改善する一助として強化してほしいなというふうに思えます。

市長、財政問題で、確かに全域過疎地指定の一関市と、奥州市の場合、江刺だけが過疎地域に指定されているわけですから、その点でのさまざまな制度的な不利といえますか、有利な面、不利な面はあるんだと思えますが、いずれこれだけの国の財政支援といえますか、開きがあるということは、いわゆる行政運営上大きな開きが出てくるのは当然だというふうに私は思えます。

その点でも、特に合併して、こういう財政難に陥る市町村に対して、特段の支援を考えてもらうということを県や国に強く要請すべきだと思いますので、市長の見解をお伺いしますし、後で財政のほうに詳しくこれらの問題について勉強に行きます。よろしく。

○委員長（今野裕文君） 小沢市長。

○市長（小沢昌記君） まず、大きくは2件、質問いただいたわけですが、競馬組合におけるプロパーは定期的に採用はされているというふうに私も認識しているんですけども、委員お聞き取りになりたいのは、例えば、29年は何人で30年は何人で31年の予定は何人なんだというような分のところだと思えますので、そこは、競馬組合に改めて確認をした上で、答弁保留という形ではなく、資料としてお出しをしたいということでございます。

また、生命保険の件につきましては、担当課長お話ししたとおりでありますけれども、細心の配慮をすべく、ここは私のほうからも指示をするようにしておきたいと思えます。

最後の質問であります。過疎があるとないとではこれほど違うというのは、これ明らかな話でございまして、じゃ、我がほうも過疎にしてくれというわけにもいかない、実際、過疎法が今のまま再

延長になるかどうかということもちょっと部分なんですけれども、まず過疎債については、少しご質問の分とはちょっと違うんですけれども、私どもとすれば江刺の過疎というのは極めて重要な、いい意味で重要な部分だというふうに思っておりますので、現状のままでいってもらうのがせめてもありがたいことだなど。これが、いやいや、偏った過疎というのがもうだめだよなんて言って、奥州市は江刺の過疎外すなんて言われますと、全体で見ればそうでもないというようなことになったのではちょっと困るので、とりあえず今よりも拡充になるような方法については、全国の過疎の連盟の会長さんがたしか始まった、一緒だったような、もし間違っていたらごめんなさいですけれども、そういうふうな組織もありますので、その辺を通じてしっかりと声を上げていきたいというふうに思っております。

最も重要なポイントというのは、合併して、18年の合併でありますから14年ですか、が経過するということになっているわけでありましてけれども、この分のところ、これから、きょうも話題になった公共施設の維持とか、そのほかにもいろいろあるわけでありましてけれども、これ我が市だけじゃなくて、というふうな分になると、どうしても大きな合併をした市にとっては、集約すべき施設が多くなると、これはそう簡単には集約はできないだろうと。当然、その部分については一定の配慮をしていただくということがあってもいいのではないかと私も思いますので、なるほどと思うような論理を構築しながら要望できるチャンネルを使って、これはしっかり要望していくためのまず検討をし、これはと思うような分についてはしっかり声を上げていきたいというふうに考えるところでございます。

○委員長（今野裕文君） 菊池納税課長。

○納税課長（菊池 進君） 生命保険につきましては、優先的な順番としては低くなるわけでございますけれども、いずれ慎重に対処してまいりたいというふうに思います。

それから、まことに申しわけございませんが、延滞金のみの差し押さえの数というものにつきましては、今現在、手持ちに持ってございませんので、時間をいただきまして、後刻、報告させていただきますと思います。

以上です。

〔発言する者あり〕

○納税課長（菊池 進君） 資料で提出させていただきたいと思います。

○委員長（今野裕文君） よろしいですか。

それでは、12番廣野委員に対する保留答弁をお願いします。

○財務部長兼競馬対策室長（及川 健君） 失礼いたしました。先ほどの廣野委員からのご質問で、有価証券の中で非常に少額なものがあるわけですが、何件かございますが、処分できない理由というのは何かということですが、表の中である部分の中で、奥州市として取得した部分については、一番最後のまちづくり奥州の分、これ以外については、合併前の旧市町村のほうで取得した有価証券になります。

それぞれの旧市町村の際に、地域振興に貢献している企業に対して、市町村としてもやはり期待に応えたいということで取得した経過だというふうに捉えておりますけれども、なかなかそういった事情もあって売却しづらいということもございましたし、実は、現在高の小さい部分については、やはり株式の処分、譲渡という部分については、それぞれ会社ごとに最小単位が決まっております。昔で

すと、本当に株券というような形でしたけれども、今、違うような形になっておりまして、これを処分しようとする、逆に簿価よりも処理のほうの手数料がかかってしまうというようなこともあって、なかなか処分に至らない部分があるというふうに思っております。処分をしたほうがいいのかどうか、財務部としても改めてこの分については検討したいというふうに思います。

以上です。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員、よろしいですか。

ほかに質問ある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 質疑はないようですので、以上で財務部門に係る質疑を終わります。

説明者入れかえのため、暫時休憩いたします。

〔「4時まで」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 4時までの休憩を求める声がありますので、再開をいたしまして、4時まで休憩いたします。

午後3時42分 休憩

~~~~~○~~~~~○~~~~~○~~~~~

午後4時 再開

○委員長（今野裕文君） 再開をいたします。

これより会計課等に係る平成30年度決算の審査を行います。

決算の関係部分の概要説明を求めますが、質問は会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の概要説明の終了後に一括して行います。

それでは、概要説明を求めます。

初めに、小野寺会計管理者、お願いします。

○会計管理者（小野寺和夫君） それでは、会計課が所管いたします平成30年度一般会計歳入歳出決算の概要について、決算書によりご説明いたします。

初めに、会計課所管事務の取組状況についてであります。

会計課の主要な事務は、適正な会計事務の執行を図るための公金の安全確実な保管及び出納並びに各課等で起票した支出命令等が関係法令や予算に適合しているか審査を行うこととございます。特に会計処理において支払い遅延等の過失、過誤はあってはならないことであり、その発生の防止は全庁を挙げて取り組むべき課題であると捉えております。

各課・所等において法令等遵守に基づく誤りのない処理を行うことは無論のこと、過失、過誤が発生した場合はその内容を詳しく検証し、再発防止策を講じて対処する必要があります。

会計課は、所管する事務処理の過程において過失、過誤の事例をより把握しやすい立場にあることから、伝票起票に係る注意点や誤りの起きやすい事例について庁内への周知徹底と適切な指示を行う役割を担っていることを認識し、時期を捉え、周知の機会を設けて会計事務の適正化に努めてまいりました。

また、各課・所等で行う事務を支援するためのマニュアルを策定し、毎年度バージョンアップを行い、庁内情報共有システムに掲載することにより全職員が活用できる環境を整備しているほか、庁内掲示板を活用し、時期に合わせた注意喚起も行ってまいりました。さらに、適当な会議の場において

具体例を示しながら誤りやすい事例などの共有を図ってきたところであります。今後も会計事務の適正な執行に向けたこれらの対策についての継続徹底を図ってまいります。

それでは、当課に係る平成30年度決算についてご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

決算書51、52ページでございます。

20款2項1目1節市預金利子1,109万1,000円は、歳計現金の運用によります定期預金利子でございます。

続きまして、55、56ページでございます。

上段、20款5項3目1節県収入証紙等取扱手数料139万9,000円ですが、内訳は、県収入証紙取扱手数料が77万9,000円、収入印紙取扱手数料が62万円となっております。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

85、86ページでございます。

中段にございます2款1項4目会計管理費、会計事務経費の総額は1,108万3,000円でございます。11節需用費のうち消耗品費4万6,000円は、参考図書追録、事務用消耗品代でございます。印刷製本費76万1,000円は、市歳入歳出決算書、納入通知書等の印刷費でございます。12節役務費のうち手数料952万8,000円は、指定金融機関及び収納代理金融機関の公金事務取扱いに係る手数料でございます。保険料27万3,000円は、全国市長会公金総合保険の保険料分担金でございます。13節委託料44万7,000円は、備品管理システム運用支援業務に係る電算保守管理委託料でございます。

最後に、479、480ページでございます。

下段にございます12款1項2目利子の23節償還金、利子及び割引料のうち一時借入金利子36万8,000円は、歳計現金の一時的な資金不足を補うための借入金に生じた利子でございます。

以上が会計課所管に係る平成30年度の決算の概要であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 次に、瀬川議会事務局長。

○議会事務局長（瀬川達雄君） それでは、議会事務局が所管いたします平成30年度一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

初めに、議会事務局の所管事務における平成30年度の取組状況の総括についてであります。

当市の市議会にとって平成30年度は、開かれた議会の推進、委員会活動の充実化など、議会活動の活性化に向けてより一層の取組みを強めた年でありました。当事務局といたしましてもタブレット端末本格運用への対応、政務活動費収支状況報告書のホームページ公開、議場新システム導入による議会中継等の機能強化などに取り組み、議会活動の活性化や公平性、透明性の確保を進めることができたものと考えております。

なお、ことし6月に発表された議会改革度調査ランキングにおいて奥州市議会は全国68位となり、前年度の396位から大きく上昇いたしました。これも議員各位と事務局とが一丸となって取組みを進めた成果の一つであろうと考えております。今後も議会活動が活性化されるよう、所要の事務や環境の整備に取り組んでまいります。

次に、平成30年度一般会計歳入歳出決算のうち議会関係について主なものをご説明いたします。

金額は1,000円未満を四捨五入し、1,000円単位で申し上げます。

決算書65、66ページをごらんください。

まず、議会費の支出済額ですが、総額で2億7,697万6,000円であります。このうち細目01の議員報酬等は、議員28名分の報酬、期末手当、議員共済会負担金で2億391万7,000円であります。細目02の一般職給与費は、事務局職員の給料手当などで4,307万5,000円であります。

なお、この経費は、総務課の所管となっております。

細目03の議会事務経費は、総額で2,998万4,000円であります。主なものについては、節ごとにご説明いたします。共済費は、臨時職員の社会保険料等で25万4,000円、賃金は、臨時職員の賃金で167万2,000円、報償費は、行政視察先への手土産代などで4万4,000円、旅費は、定例会、委員会、行政視察などの費用弁償、事務局職員の普通旅費で643万円、交際費は、議長交際費として138件、70万1,000円、需用費は、新聞購読、事務用品等の消耗品費、市議会だより発行の印刷製本費などで483万2,000円であります。

67、68ページをごらんください。

役務費は、ファクスの通信費、議会ホームページの更新業務手数料、議場氏名標柱等の書きかえ手数料などで54万8,000円、委託料は、定例会、臨時会での会議録作成委託料、議会情報放送委託料、議場運営システム委託料、電算システムの保守管理委託料で980万6,000円、使用料及び賃借料は、複写機使用料や議長車借り上げ料などで57万5,000円、備品購入費は、図書代で1万6,000円、負担金、補助及び交付金は、全国、東北、県の各市議会議長会等の負担金、政務活動費交付金などで510万7,000円であります。

以上で議会事務局分の概要説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 次に、浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） それでは、選挙管理委員会が所管いたします平成30年度一般会計の歳入歳出決算の概要について、決算書及び主要施策の成果に関する報告書により主なものをご説明いたします。

最初に、選挙管理委員会における現状と課題についてであります。

平成30年度は、胆沢平野土地改良区総代総選挙と江刺猿ヶ石土地改良区総代補欠選挙が執行されましたが、どちらの選挙においても無投票でありました。

なお、令和元年度以降につきましては、土地改良法の改正により土地改良区総代選挙は選挙管理委員会が管理するものではなくなりましたが、補欠選挙につきましては、総代総選挙を執行した選挙管理委員会が行うことになっておりますので、それぞれ次の総代選挙が行われるまでは補欠選挙等は選挙管理委員会で行うこととなります。

また、平成30年度は、投票所の再編について委員会で検討をしてみましたが、投票所の再編のみを考えるのではなく、期日前投票や当日投票のあり方であったり、選挙制度改正に伴う新たな制度の検討もあわせ行い、市の選挙体制全般の改編を行う方向で、なお検討を重ねていくこととしております。

以上のような現状を踏まえ、平成30年度において当選挙管理委員会が重点的に取り組んだ施策や事業は次のとおりでございました。

主要施策成果に関する報告書をお開きください。

主要施策の成果18ページ、選挙管理委員会事務経費ですが、委員会の運営経費、選挙人名簿の管理

調整等の費用として755万9,000円を執行しております。

続きまして、決算書の149ページ、150ページをお開きください。

胆沢平野土地改良区総代総選挙は、平成31年2月10日に任期満了となる胆沢平野土地改良区総代の選挙費で、選挙事務従事職員の時間外勤務手当で21万7,000円、同選挙事務経費は、選挙長や選挙立会人等の報酬、通知等に係る通信運搬費等で8万7,000円でございます。

次に、決算書の151ページ、152ページをお開きください。

江刺猿ヶ石土地改良区総代補欠選挙は、欠員が生じたことによる補欠選挙費で、選挙事務経費は選挙長や選挙立会人等の報酬、通知等に係る通信運搬費等で3万7,000円でございます。

以上が選挙管理委員会所管に係る平成30年度の決算の概要です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 次に、佐々木監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（佐々木了君） それでは、監査委員事務局が所管いたします平成30年度一般会計の歳入歳出決算の概要についてご説明いたします。

初めに、監査委員事務局所管事務における平成30年度の取組状況の総括についてであります。

平成30年度の監査計画に基づき、定期監査、例月現金出納検査、各会計決算及び基金の運用状況の審査、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査並びに財政援助団体指定管理者等に対する監査を実施しました。

所管事務の中心である定期監査に当たっては、市の財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、収入事務、支出事務、その他の財務に関する事務が適正かつ効率的に処理されているかを主眼とするとともに、平成30年度は、契約事務では、随意契約の理由及び手続、相手方の選定理由が適正かなどを重点的に確認したほか、財産管理事務、補助金事務、サービス事務でもそれぞれ重点項目を決めて監査を行ったところであります。

市行政の公正で合理的かつ効率的な運営を確保、保障するために、今後も各種監査、検査、審査を計画的に実施してまいります。

次に、平成30年度における決算状況について、決算書に基づきご説明申し上げます。

一般会計歳入歳出決算書の153ページ、154ページ、説明資料の18ページをお開き願います。

なお、監査事務に係る経費につきましては歳入はございませんので、歳出のみの説明となります。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費の決算額は3,904万4,000円でございます。01一般職給与費は、監査委員の業務を補助する事務局職員4名分の給与費で3,398万7,000円でございます。02監査事務経費の総額は505万7,000円であります。その内訳としまして、報酬が、監査委員3名の報酬で452万4,000円、旅費が、監査委員の監査業務等に係る費用弁償と事務局職員の普通旅費で30万円、需用費が、業務に必要な加除式図書の追録、決算審査意見書作成等に係る消耗品費で9万2,000円、負担金、補助及び交付金が、全国、東北及び岩手県の各都市監査委員会に係る会費と会議出席負担金で14万2,000円でございます。

以上が監査委員事務局所管に係ります平成30年度決算の概要であります。よろしく審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（今野裕文君） 執行部側をお願いいたします。答弁する方は委員長と声をかけて挙手していただき、委員長が指名してから発言願います。

これより質疑に入ります。

1 番小野委員。

○1 番（小野 優君） 1 番小野です。

主要施策の成果に関する報告書18ページ、選挙啓発事務経費についてお尋ねいたします。

学校に赴いて模擬投票等の啓発事業をなさってきたということですが、具体的にどの学年になさったかということをお教えください。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 平成30年度につきましては、5校でやっております。杜陵高校と、それからあとは小学校だったので、小学校については6年生を中心、それから杜陵高校については3年生を中心だということでございます。

○委員長（今野裕文君） 1 番小野委員。

○1 番（小野 優君） こちら商業高校も入っていますけれども、こちらは違いますか。というのは、高校生、3年生を対象にということでしたけれども、今年度、7月と、それから、つい先週も選挙がありまして、県議会の奥州選挙区は特に激戦が予想される中、余り投票率が伸びなかったということもありますので、今後こういった啓発事業を行われる際には、例えば今年度ですと、なぜ選挙に行かなかったのですとか、どういったところで選挙に逆に行ったのかということもアンケート調査等されたほうが、さらに今後の啓発を進める上で有意義な情報にもなるのではないかなと思いますし、昨年度もお尋ねしましたけれども、そういった若年層もですし、高齢者の部分も含めて年代別の投票率というのやはり全国的に今公開される流れになっていますので、今後検討されてはいかがかというところをお聞きします。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） ちょっとご質問にありました商業高校については、29年3月ということで、すみません、もしかして何か記載が間違っていたのかもしれませんが、一応29年、ぎりぎりのときですけれども、そこは2年生で行ったということでした。

それで、今18歳の方に対する啓蒙ということだと思いますので、今回、例えば今年度の選挙に当たっては18歳の方々、やはり重要だということで、高校を通じて3年生の全生徒にチラシを配布しておりました。参議院議員選挙の前でございましたが、今年度、参議院議員選挙と、それから岩手県議会選挙があるからぜひ投票をとということ、それから投票しましょうというような啓蒙活動をしたのでございますけれども、若干それで、問題というわけではございませんが、少しこれから考慮しなければならぬなと思ったのが、高校3年生、18歳といえども全部が全部投票の権利持っているわけではなくて、今回のように、例えば、全国の7月の選挙ですと、実際には6月生まれまで、選挙当日の誕生日までから前の年の、要は、今高校生じゃない方々が18歳というくくりになっちゃうので、今回皆さんにチラシを配布したものの残念ながら4分の3ぐらいは該当ではない、単純に言いまして、そういった問題もあるなと思っております。そういったことを加味しながらどういった方法がさらにいいんだろうという部分はさらに精査をしてまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 年代別の投票率の公表です。

浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 失礼しました。年代別の投票率の公表ということでございますが、これについても、そうですね、普及の観点からは必要なことだと思いますが、何か公表することで問題があるのか等、ちょっと事例を調査しながら取り組んでまいりたいと思います。

○委員長（今野裕文君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 6番高橋委員。

○6番（高橋 浩君） 6番高橋です。

関連して、1件ご質問いたします。

実は、今般の選挙等もありまして、私の周りで投票済み証明書というものの存在を恥ずかしながら私今回の選挙で知ったわけでございますが、これは選挙管理委員会のほうに申し出ると発行していただけるというものがそうでございますが、恥ずかしながら私も知らなかったんですが、そういうものの存在の広報、もしくは、そのときに私もちょっといろいろ調べたのですが、実は大手のコンビニ等では、例えば、投票済み証を提示すると数%サービスいただけるとか、そういうものがあるやに出ておりました。そういうもので投票率のアップであったり、選挙への啓蒙というようなことも考えられると思いますが、当市においてはそのような計画ですとか、そういうものがないのか、これからどういうふうにやっていくかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 投票済み証のお話をいただきました。現在、それぞれの投票所において、証明書が必要だよという方には一応、1枚物で簡単なものでございますけれども、差し上げる取組みをしております。

この使い道については、主には企業等にお勤めなさっている方、期日前にいらっしゃるとほぼ平日なので、恐らくは行ってきたよという証明に使うのかと思っておりますし、それから、もしくは企業のほうで選挙推進という立場から、ぜひ会社の方々、積極的に選挙するよという方針を持ってやられているということで、とてもいい取組みだという思いがある反面、実は、この投票済み証については、いろんな話題がございます。

実は、そういった賛成面としては、いろんなサービスに適用することによって投票率アップや地域活性化が望めるんじゃないかという話、昔からされておりますが、反面、否定的な意見という部分については、投票自体は個人の自由だと、投票する権利というのは個人なので誰かに言われたからやるという姿勢を、それを選挙管理委員会が推進するというのはいかがなものかというような2つの意見があって、全国でも発行しているところと発行していない、あえて発行しないというところもあるようでございます。

当選挙管理委員会では、そこまでではないし、ぜひ選挙推進の一翼を担うということで発行はしておりますけれども、これを積極的に取り組むかということ、また別な問題がちょっと出てきそうだといいことで、少しこれは様子を見ながらということで、なお、必要とされる方がいる以上はそれに応えていきたいというような取組みをしているということでございます。

○委員長（今野裕文君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） 26番渡辺委員。

○26番（渡辺 忠君） 今の質問に関連してお伺いしますが、いろいろこの投票済み証の発行が今まで知らなかったという人、結構多かったです。今でも知らない。初めて今回の選挙で知った人もおりますし、まだそういうことも知らない人がたくさんいると思います。

この投票済み証の発行の目的、狙いというのは、どういうことから始まると思います。それを発行している自体の目的です。それらをまず正しく理解していただくことと、それから、いろんなもので調べると、大手企業は、社員に対して投票する権利があるんだから、そういう投票済み証をいただいて会社に提出しなさいという会社もあると聞いております。投票率を上げるためだと思えますね。

それらを聞きますと、今回の投票済み証の発行自体をいろんな方々が知る選挙でもあったように聞いております。したがって、例えばです。例えば市内にある温泉施設を利用する場合はそれを提示すると入館料というか、安くなったり、あるいは奥州市内のスキー場を利用すると割引になったり、そういう施策に結びつけることが可能ではないのかなと思います、これ簡単な考えですから。それらも少し検討してみる必要があるんじゃないかと思いますが、その辺、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 非常に、少し消極的な答弁になって申しわけないのですが、今、奥州市の選挙管理委員会が何ゆえそれを発行しているのかという部分については、求めがあるので発行しているというのが正直なところでございます。

先ほど言ったように、否定する意見がある以上は、それを本当に選挙管理委員会が取り組むべきなのかという部分からの話になると思いますが、大きく、例えば、公職選挙法にそれを出しなさいという規定があるのであれば、大手を振ってそれに取り組めるのですが、基本的に、公職選挙法にはその規定がございません。ですので、各選挙管理委員会の判断ということになっているのですが、そういった一方で、否定的な話がある以上は、その否定的な意見を持っている方々も当然いらっしゃいますし、それから、これは選挙で国の指導というか、そのものの参考例というか、の中で選挙管理委員会が投票済み証の、例えばそれを使った地域振興等には取り組むべきではないといったような参考事例もございます。

これはあくまで、例えば商店であつたりの努力、例えば違う部門での考えであって、選挙管理委員会自体がこれを使って何かをしようということではなくて、選挙管理委員会は、あくまで投票率向上のために何かをするという、そういう立場なので、あえて投票済み証の発行については少し考えなさいよというような実際の事例があるということですが、ただ、いろんな考えがある反面、いろんな使い方もできるんだと思えます。それが公職選挙法にきちっと決められていないという部分がなかなか裏づけとしては弱いのでございますけれども、何かそういった取組みができる方法にあるのか等々については、県内事例も少し参考にしながら情報収集していきたいと思えます。

○委員長（今野裕文君） 19番阿部委員。

○19番（阿部加代子君） 19番阿部加代子です。

選挙管理委員会にお伺いをいたします。

選挙の体制の改編等も考えながら取り組んでいくというようなご説明をいただいたところでございますけれども、投票所のバリアフリー化、改善に向けての取組みについてはどのようにお考えでし

ようか、お伺いします。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） かねてから委員さんにはそういった話をいただいております。

バリアフリー化ということで、3年ほど前でしょうか、一度一斉に取り組んで、例えばスロープをつけられるところは全部つけるとか、それから土足がオーケーなところについてはなるべくそのようにするというので、その方針を持って臨んだ結果が今に至っているということでございまして、今できないところをこれからやろうというにはかなり障害があると思っております。大きくは、施設管理者の承諾がなかなか得られないという部分が一番大きいようではございますけれども、それらも含めて、今度の選挙、新たな体制については、もちろん投票所の再編ということで、少し、今84カ所ある部分を少なくしたいと考えております。

それに基づいて、じゃ、それを少なくするためにはどういった手法をとれば皆さんにご不便をおかけしないで済むのかといったこと、それから、もしくは、もし投票所の環境がうまくみんな整えることができないのであれば、整った施設に投票したい人が行けるような環境という部分を少し考えまして、そういった面を見ながら投票環境の向上に努めてまいりたいと思っております。

○委員長（今野裕文君） 6番高橋委員。

○6番（高橋 浩君） 6番高橋です。再度、選挙管理委員会のほうに質問をいたします。

主要施策の成果に関する報告書の18ページ、決算書の148ページ、ここの選挙管理委員会事務経費の中で755万9,000円、決算額とございまして、その下のほうに選挙人名簿の調整を行ったというところで、報酬、その下に選挙事務システム運用委託料というところが521万円ほど入っておりますが、ここの選挙人名簿の調整ですとか、整理とかということをやったのかと思うのですが、その詳細を伺いたいのですが、それとあと、その上に在外選挙人名簿登録事務委託料2,000円とございますが、この辺のところも内容をちょっとお尋ねしたいのですが。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） システムの質問をいただきました。

選挙管理委員会では、法に基づいて3月と6月と9月と12月、年4回、選挙人名簿、選挙名簿のほうを調整することになっております。その調整は何をするかということ、転入・転出の方、それから出生、死亡の方を全部そろえて、ごめんなさい、出生といっても18歳になる方でございますが、を整えて、きちとした有権者数を確定するという内容でございます。

主には、住民基本台帳システム等から吐き出しをいただいて、それを選挙管理委員会のシステムに取り込むということになりますが、その管理と、それから作成費にこのぐらい費用がかかっているということでございました。

それから、在外選挙の委託料ですが、これについては、在外選挙の事務を国のほうからお願いをされているというか、要は、在外選挙というのは、日本にいなくて外国のほうにいる方で、最終住所が、例えば奥州市にある方は、国の選挙は奥州市で投票できることになるんですが、その際に、その方の申請によって、向こうのいろんな国のほうからこちらのほうに郵送していただいて、それでそれに基づいて投票用紙を渡して、それで書いてもらって、また送り返してもらうというような事務の流

れなんですけれども、その委託料ということでした。

○委員長（今野裕文君） 6番高橋委員。

○6番（高橋 浩君） どうもありがとうございました。

そうしますと、確認ですが、年に4回ほど選挙人名簿は整理されているということよろしいのでしょうか。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 法に基づいた整理は年4回なのでございますが、実際的には、お亡くなりになった方、それから転出なさった方については、毎月毎月選挙管理委員会で承認を得て、それをシステムに反映をさせておりますので、法的には年4回なんですけど、実際には、ほぼ毎月そのシステムは更新しているということでした。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） 12番廣野富男です。

昨年の一般質問のときにお伺いしたんですが、この1年間、先ほど概要説明の中では若干触れられたようなんですけれども、投票時間の短縮、あるいは中間発表のあり方、あと、先ほど出ました投票所の再編、あと答弁の中に、期日前投票の期間をふやす等々の検討をしたいという答弁、昨年あったわけですが、それこの1年間、どういうふうな検討、あるいは改善した部分があるのか、それが先般の知事選並びに県議選に反映された部分があるのかどうか、この部分お伺いしたいと思います。

あともう一点、これちょっとこそっと聞けばいいのかもしれませんが、満18歳の投票できる権利といますか、その期日というのは、例えば、この間の県議選、知事選ですと、9月8日が投票日なんですけど、9月8日生まれの方は投票できる。ちょっとネットで見たんですけども、満年齢の捉え方というのは何かあるらしくて、9月9日生まれの人も投票できるというふうにネットで見たんですけど、その辺を、高校生なのかどうか分かりませんが、そういう方々、9月9日生まれの方も投票権があったとした場合に、その方々にちゃんと投票所の入場券というのはちゃんと発付されているのかどうかという、ちょっと確認をお願いします。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 大きくは、3月の予算の編成のときに皆さんからご意見もいただいたし、その時点での中間というか、これから検討するという話をさせていただいたところではございます。

3月の予算の審議の段階では、これから投票所の再編に向けて取り組んでいくと、一応30年度は投票所の再編のみを考えていたのだけれども、そうではなくて、いろんな制度が、共通投票所等々、新しい制度が出てきたので、それを検討していくという説明を3月の予算の際にさせていただきました。

それで、じゃ、今年度という話でございますが、残念ながら、今年度については、大きな選挙が2つ、前半ございましたので、選挙管理委員会としては、なかなかその件については協議をしておりません。まさにこれからの協議になります。今年度、来年度使いながら、新たな方向を見出していきたいというところでございます。

ただ、少し中間発表のあり方ということで、確かにご質問をいただきました。それで、一つの例でございますけれども、今回、例えば岩手県県議会議員選挙、基本的には10時と11時の中間発表とさせていただいたのを10時の段階ではほぼ横一線の発表という形になったのですが、それから、ある程度

疑問票を除いて確定したのがその15分後でございました。通常であれば、まず当確を待って11時なりに発表するところでしたが、今回そういった前回の経緯も踏まえまして、10時15分に中間発表ということで、98%時点の、事前には何もなかったんですけれども、発表させていただいたことによってある程度混乱は防げたのかなと思っております。そういった取組みを着々と進めてまいりたいと思っております。

それから、18歳の期日、そのとおりでございまして、満年齢の方、9月9日まで大丈夫でございまして。それが選挙人名簿に登録になっていますので、それに基づいて、もちろん入場券は行っていますので、大丈夫、そのように届いております。

以上でございます。

○委員長（今野裕文君） 12番廣野委員。

○12番（廣野富男君） ありがとうございます。

最後の部分、私だけが知らなかったのかもしれないので、この辺はPRする際、ぜひ周知してほしいと。

先ほどもあったように、前回より確かに投票率は上がったんですけれども、前回、前々回ですか、あるいは平成20年代までは77%とか78%の投票率だったのが、18歳が28年から投票できるようなんです、全然その投票率が上がらないというのは、大変これは憂慮すべきことなんだろうなというふうに思っていて、その辺は、ぜひ、いろいろ、先ほどの一つの手法の例として出されたアイデアといいますか、提案もあったようですから、十分委員会の中で議論してほしいと。

それとあわせて、投票所の再編について、今、元年と2年かけて検討したいということですが、そうしますと、次の市長、市議選挙も間もなく来るわけですね。これは当然、地域で、やはりその再編がいいのかどうかという議論も必要になりますので、これも少しスピードを上げていただいて、急ぐべきものはやはり急いでいただいて、それは、やはり我々、あるいは振興会さん等々に説明すると、意見を聞くというふうなことをしていただきたいと思いますが、その辺の考え方、伺って終わります。

○委員長（今野裕文君） 浦川選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼総務課情報政策室長兼選挙管理委員会事務局長（浦川 彰君） 委員さんお尋ねのとおりでございまして、投票所の再編に絡みましては、どうしても投票所を少なくしたカバーをどうするかが重要になっていると思いますので、その辺も早目に結論を出しながら、いろんな方と協議ができるよう、説明ができるよう進めてまいります。

○委員長（今野裕文君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今野裕文君） ないようですので、以上で会計課等に係る質疑を終わります。

本日の会議はこれをもって散会をいたします。

次の会議は明9月12日午前10時から開くことにいたします。

ご苦労さまでした。

午後4時39分 散会